

第六十一回国 参議院社会労働委員会 會議録第二十二号

昭和四十四年六月十日(火曜日) 午後一時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 吉田忠三郎君

理事 上原 正吉君 鹿島 俊雄君 大橋 和孝君 上林繁次郎君 黒木 利克君 塩見 俊二君 高田 浩運君 徳永 正利君 山崎 五郎君 山本 杉君 横山 フク君 上田 哲君 小野 明君 中村 英男君 藤原 道子君 中沢伊登子君 藤原 道子君 委員以外の議員 発議者 柏原 ヤス君 國務大臣 厚生 大臣 齋藤 昇君 政府委員 人事院事務総局 職員局長 島四 男雄君 厚生省環境衛生 局長 金光 克巳君 厚生省医務局長 松尾 正雄君 厚生省業務局長 坂元貞一郎君

事務局側

常任委員会専門 員 中原 武夫君

説明員

警察庁刑事局保 安課長 小野島嗣男君 大蔵省主計局主 計官 辻 敬一君 文部省大学学術 局大学院課長 吉田 寿雄君

厚生省児童家庭 局長 渥美 節夫君 厚生省援護局長 実本 博次君 労働省労働基準 局賃金部長 小嶋 光男君

本日の會議に付した案件

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)
○看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案(藤原道子君外一名発議)
○社会保障制度等に関する調査(中央学院における児童虐待事件に関する件)(看護婦の充足に関する件)(看護職員の不足対策に関する決議の件)(米ぬか油中毒事件に関する件)

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働

委員会を開会いたします。 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。 政府から提案理由の説明を聴取いたしま

す。 齋藤厚生大臣。 ○國務大臣(齋藤昇君) ただいま議題となりまし た戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す る法律案について、その提案の理由を御説明申し 上げます。

戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者の留守家族 等に対しましては、戦傷病者戦没者遺族等援護 法、戦傷病者特別援護法、未帰還者留守家族等援 護法等により、各般にわたる援護の措置が講ぜら れてきたところでありますが、今般さらにこれら の援護措置の改善をはかることとし、この法律案 を提出した次第であります。

次は、この法律案の概要について御説明申し上 げます。 第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改 正であります。 その改正の第一点は、別途今国会に提案されて おります恩給法の一部改正による傷病恩給及び公 務扶助料の増額に関連いたしまして、障害年金及 び障害一時金並びに先順位遺族にかかる遺族年金 及び遺族給与金の額をそれぞれ増額することとし ています。恩給法にならっております。

改正の第二点は、特別項症から第六項症までの 障害者及び第一款症の障害者に対する障害年金の 加給額は、現在定額となっておりませんが、これを 扶養親族数等に依り、軍人軍属であった障害者の 場合、現在の七千円を、配偶者について一万二千 円、その他の扶養親族についてそのうち最初の一 人は七千二百円、その他は一人につき四千八百円 とし、準軍属であった障害者の場合もこれに準じ て引き上げることとしたこととあります。

ととし、これに準じて準軍属の後順位遺族にかか る遺族給与金の額についても引き上げることとし たこととあります。 改正の第四点は、勤務に関連する傷病により死 亡した被徵用者、動員学徒等の遺族に対し、弔慰 金及び特別遺族給与金を支給することとしたこと であります。

改正の第五点は、軍人軍属の勤務に関連する傷 病により死亡したことを事由として支給される弔 慰金は、一般傷病については在職期間経過後四年 以内、結核及び精神病については在職期間経過後 十二年以内死亡した場合に支給することとされ ておりますが、この期間による制限を撤廃するこ ととしたこととあります。

改正の第六点は、在職期間内に公務上の傷病に かかり、その傷病によらないで死亡した軍人軍属 の遺族に対して支給する遺族一時金は、一般傷病 については在職期間経過後二年以内、結核及び精 神病については在職期間経過後六年以内に死亡し た場合に支給することとされておりますが、これ を、一般傷病については在職期間経過後四年以 内、結核及び精神病については在職期間経過後八 年以内に死亡した場合に支給することとしたこと とあります。

改正の第七点は、旧防空法の規定による防空監 視隊員を新たに準軍属の範囲に加え、障害年金、 遺族給与金等を支給することとしたこととありま す。 第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正 であります。 その改正の第一点は、戦傷病者戦没者遺族等援 護法による遺族年金の額の増額に準じて、留守家 族手当の額を増額し、加給についても改善するこ ととしたこととあります。

改正の第二点は、未帰還者の死亡の事実が判明

した場合にその遺族に支給する葬祭料の額を八千四百円から一万円に増額することとしたこととあります。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正であります。

その改正の第一点は、旧防空法の規定による防空監視隊員を戦傷病者の範囲に加え、療養の給付、更生医療の給付等の対象としたこととあります。

改正の第二点は、長期入院患者に支給する療養手当の月額を三千六百円から三千八百円に増額することとしたこととあります。

改正の第三点は、療養の給付受給者が死亡した場合にその遺族に支給する葬祭料の額を八千四百円から一万円に増額することとしたこととあります。

第四は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正であります。戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給者が死亡している場合などに、戦没者の死亡当時戦没者と生計関係

を有した戦没者の兄弟姉妹等に支給される特別弔慰金を、戦没者の死亡当時戦没者と生計関係を有しなかった戦没者の兄弟姉妹等にも支給することとしたこととあります。

第五は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。特別項症から第六項症までの障害者及び第一款症の障害者の妻に対して特別給付金が支給されておりますが、第二款症及び第三款症の障害者の妻にも特別給付金を支給することとしたこととあります。

第六は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正であります。戦没者の死亡当時戦没者以外に子も孫もなかった戦没者の父母等に支給される特別給付金を、戦没者の死亡当時戦没者以外に子または孫がいたが、その子または孫がすべて戦没者の父母等と氏を異にしていたという場合にも支給することとしたこととあります。

以上のほか、所要の条文の整理を行なうことといたしております。

内容の概要であります。なお、この法律案は、衆議院において施行期日について修正がなされております。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉田忠三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○國務大臣(斎藤厚生) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者につきましては、昭和三十二年に制定された原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、医療の給付、健康診断等を実施するほか、昨年制定された原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、特別手当、健康管理手当等の各種手当の支給を行ない、被爆者の健康の保持向上とその生活の安定をはかってまいりました。

しかしながら、原子爆弾の放射線を多量に浴びたいわゆる特別被爆者にあつては、放射能の影響により、一般的に負傷したまたは疾病にかかりやすく、また、負傷または疾病が治癒しにくい等の事情があり、これらの者は日ごろから死に対する特別な不安感を抱いているのであります。

特別被爆者が、今なお、このような不安な日常生活を余儀なくされている状態にあることについては、政府としても特別被爆者の福祉という見地から、かねて深い関心を有しているところであります。今、このような国家的な関心の表明として、特別被爆者が死亡し、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響に関連があると思われる場合に、

その葬祭を行なう者に対し、特に葬祭料を支給することとし、これにより、これら特別の状態にある被爆者の福祉をはかることとした次第であります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。なお、この法律案は、衆議院において施行期日について修正がなされております。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉田忠三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、母子保健法の一部を改正する法律案(参第一六号)を議題といたします。

発議者から提案理由の説明を聴取いたします。柏原ヤス君。

○委員以外の議員(柏原ヤス君) ただいま議題となりました母子保健法の一部改正案についてその提案理由と概要について御説明申し上げます。

わが国の母子保健活動は、昭和二十三年の児童福祉法によって実施されてまいりました。

しかしながら、母子保健対策は、母子一体の体系のもとに進めることが、母子保健水準の向上のため、最も必要であるという観点に立つて、昭和四十年四月十九国会において母子保健法が制定されたことは、御承知のとおりであります。

このような母子保健対策の推進により、わが国の母子保健の現状は、一歩前進を示しているが、いまだ改善しなければならない点が少ないのであります。

すなわち、先進諸国に比べてわが国の、妊産婦死亡率は、いまだに高率にとどまり、また戦後、著しい改善向上をみた乳幼児の死亡率、体位、栄養状態についても、その地域格差が依然として縮小されない等、なお努力を要する課題が多く残されております。

このことは当然、本法を諮問した社会保険制度審議会の答申において「本案は、母子の健康確保

の方向に、わずかに一歩を踏み出したにすぎないものであつて、各面に未熟、不備、不徹底な点が多く、特に優生保護法との関係、その他、医学的に検討すべきものがあるが、今後引き続き改善を図ることを条件として了承する」と述べられておりますことは、いままお御記憶のあるところであります。

さらに本法が、終始救済対策にとどまっていたため実績が十分あがらなかったことは当初から憂慮されていたものであります。

このような状況にかんがみまして、今後母子保健の向上に関する対策を強力に推進してまいりませうと、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護のための指導を講ずるとともに、乳幼児が健全な成長を遂げる上で欠くことのできない保健に関する対策の充実強化をはかる必要があると考えて、この改正案を提出する次第であります。

次に改正案の概要について申し上げます。

第一には、出産費の支給を新たに設けました。

市町村長には、四万円を限度とし社会保険と調整してすべて出産費を公費で負担することといたしました。

第二には、健康診査であります。

健康診査は、三才児以外の幼児、乳児及び妊産婦に対しても行なわなければならないようにしたこととあります。

第三には、栄養の摂取に関する援助を強化することとあります。妊産婦及び乳幼児に対する栄養の摂取に関する援助は、市町村長が栄養費の支給等を行なわなければならないことといたしました。

第四には、妊産婦の受診に関する援助の強化であります。

妊産婦の受診に関する援助は、都道府県知事が医療費の支給等を行なわなければならないように、義務づけることといたしました。

第五には、母子健康センターの充実であります。母子健康センターは、市町村が必要に応じて設

置することといたしました。

最後に以上述べました五項目について、府県及び市町村の負担割合を明記しました。

なお、わが党の医療政策としては、将来、出生費については疾病と同様すべて医療保険の現物給付で行なうこととする所存であります。

また、さきに提案理由の中で述べたとおり、優生保護法第十四条四項の規定を削除する改正を考慮いたしております。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ御審議の上すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉田忠三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案(参第一八号)を議題といたします。

藤原道子君。 発議者から提案理由の説明を聴取いたします。

○藤原道子君 たいま議題となりました看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の御説明を申し上げます。

昭和二十三年に制定された保健婦助産婦看護婦法によつて、わが国の看護婦は、「甲種」と「乙種」の二種類に分けられたのであります。すなわち、甲種看護婦は、高等学校を卒業後、文部、厚生両大臣の指定する学校または養成所において、三カ年の専門教育を受け、国家試験に合格した者、乙種看護婦は、義務教育を終了後、厚生大臣の指定する養成所において、二カ年の専門教育を受け、地方庁が行なう試験に合格した者と定められたのであります。この乙種看護婦につきましても、全くわが国の特殊事情によつて生まれたものでありまして、将来あるべき看護婦のあり方とは逆行し、むしろそれは妥協の産物であつたと言つても決して過言ではございません。

その後、昭和二十六年、法律の改正が行なわれ

まして、看護婦は、すべて甲種を基準とすることになりましたが、そのときもやはり、別に准看護婦の制度が設けられたのであります。

ひるがえつて、わが国医療の現状を見ますとき、その進歩発展は、まことに目ざましいものがあり、その内容もまた、複雑多岐をきわめてまいつたのであります。したがって、医療のチーム・メートであります看護婦の業務につきましても、当然それに対応いたし、高度の知識と技術、水準の向上が要請されているのが現状であります。その意味から申しましても、看護婦は将来、高等学校を卒業後、学校教育法に基づく学校において正規の専門教育を受け、国家試験に合格した者に一元化され、真に医療専門職として、社会的地位はもちろん、賃金その他労働条件が飛躍的に改善されなければならないことは申すまでもございません。

このよう要請にこたえるためには、政策的に看護婦の増員こそ本来はかられるべきであつたにもかかわらず、現実にはかえつて准看護婦の比重が高められつつあるのであります。すなわち、昭和三十六年当時には、看護婦と准看護婦の比率は五八対四二でありました。ところがわずか五年後の昭和四十年には五三対四七と、ほとんど均衡の状態になつてきたのであります。

看護婦不足は三十年來叫ばれており、これまでもしばしば委員会で明らかにしたように、平均月十回にも及ぶ深夜勤務等、その労働条件は非常に過酷なものであります。そのため看護婦の健康は著しくそこなわれ、異常産は五二%にもなつております。このため四十年には「二人夜勤、月八日以内」という人事院判定が出されたのであります。それがからずして四年が経過するも何ら実行に移されず、放置されたままであります。このようなきびしい労働条件のため、年間一万人に近い看護婦が退職しており、今日約十万人の看護婦が不足しているのであります。この深刻な看護婦不足を解消するには、何よりもまずその社会的地位の向上、賃金その他労働条件の改善によつて看護

婦の充足をはからねばならないのですが、逆に看護高校の増設など、ますます准看護婦の養成に力点を置く傾向が強められつつありますことは、わが国の将来における看護水準に思いをはせまうとき、まことに遺憾なことと言わざるを得ないのでございます。

しかも、このように政策的に養成されました看護婦は、准看護婦という資格である限り、いかに経験を経ようとも、永久に責任のある地位につくことができないばかりか、その賃金においても、看護婦との格差は永久に続くのであります。その上看護婦の絶対的不足は、これら准看護婦に実際の看護業務において、たとえ一人夜勤など、全く看護婦と同様な職務を課するという法律違反をみずからの意思に反していられているのでございます。

もちろん、これら准看護婦にも、看護婦への道が全く閉ざされているわけではありません。現在でも昼間二カ年、あるいは夜間三カ年の進学コースが設けられており、そのコースを修得した者については、看護婦国家試験の受験資格が与えられてはおります。しかしながらこの進学コースは、全国で今日百二十三カ所にすぎず、しかも、昼間二カ年の進学コースを修得しようと思えば、現在の職を放棄せざるを得ず、その間の生活保障も、ほとんどかえりみられてはいないのであります。

また夜間三カ年の進学コースといえども、看護業務の特殊性から、現実には厚い壁となつていのであります。夜間進学コースは全国に四十六カ所しかなく、進学コースの存在しない地域の准看護婦は、その経験、能力のいかにかわからず、永久に看護婦への道を閉ざされていと言つても、決して言い過ぎではありません。事実、昭和四十三年度において、進学コースに進んだ准看護婦は、わずか三千五百四十四人にすぎず、看護婦への道は、文字どおり、せまき門となつていのでございます。

したがって、これら准看護婦のうち、一定

の経験年数を持ち、かつ看護婦として十分なる資格要件を備えている者に対し、その勤務する職場、居住する地域のいかに問はず、看護婦国家試験の受験機会の増大と均等をはかつて、等しく看護婦への門戸を開放し、その身分上、待遇上の差別を完全に撤廃するとともに、わが国の看護水準を総合的に向上させつつ、看護婦の充足をはかつてまいりますことは、いまや緊急の政策課題と申すことができるのでございます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由でございます。

次にこの法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、看護婦国家試験の受験資格につきまして、当分の間における特例を規定するものであります。すなわち、この特例法は、看護婦の充足をはかるためのものではありませんが、あくまで准看護婦で、看護婦として十分なる資格要件を備えた者に対し、特例的に看護婦国家試験の受験資格を与えようとするものであり、いやしくもこれによつて、看護水準の低下を招くようなことがあつてはなりませんし、かつ将来は、看護婦資格の一元化を志向するものであるといたしてございます。

第二に、そのため准看護婦として六年以上の実務経験を持つ者のうち、厚生大臣の定める養成課程を修め、必要な単位を取得した者に対し、看護婦国家試験の受験資格を与えることといたしてございます。

第三に、その方法として、いかなる僻地に勤務する准看護婦でも、進学コースがないために看護婦国家試験の受験資格が得られないというような不平等をなくし、かつ業務のかたわら看護婦となるに必要な知識と技術を修得させることができるよう、従来の進学コースのほか、准看護婦の勤務時間に合せて、三交代の定時制課程を設けたり、さらにはその可能な部分を通信課程で行ない得るような制度を設けようとするものでございます。

第四に、この法律の趣旨を十分に生かし、かつ

看護水準の低下を来たさないために、この養成課程で修得すべき学科、単位数など、養成課程に關して必要な重要事項については、厚生大臣が保健婦助産婦看護婦審議会に諮問することにしたし、養成課程の年限については、一年程度を期待しております。

第五に、この法律は、准看護士の業務を行なう男子についても同様に適用することにいたしましたのでございます。

第六に、第三で申し上げました養成課程の充実強化をはかるため、それを国立病院及び国立療養所に付屬して設置することができるなど、必要な整備を行なうことにいたしましたのでございます。

「我はここにございたる人びとの前に、おごそかに神に誓わん。わが生涯を清く過し、わが努めを忠実に尽くさんことを。我はこころより医師をたすけ、わが手に託された人びとの幸のために身を捧げん」

ナイチンゲール誓詞の一節でございます。この美しい言葉をゆがめ伝え、今日まで看護婦に多くの犠牲と奉仕を強制してきたものは、ほかならぬ婦人労働者、特に看護婦に対する社会の誤った見方、それに便乗したとさえ疑われるわが国の看護制度でございます。ナイチンゲールは、決して、このような看護婦のあり方を志向したのではなく、彼女みずから述べておりますように、「私が望むものは、宗教的な奉仕団を設立することではなく、高給に値するキャリアを開くことである」と、看護婦が専門職であり、その社会的地位は高く評価されるべきであることを期待したのでございます。

全国約十二万人の准看護婦が、みずからの知識を高め、技術を向上させて、一人でも多く専門職としての看護婦への道を進むことによつて、わが国の看護水準を総合的に高め、ひいては国民の健康と生命を守ろうとするこの法律案の趣旨に、必ずや御賛同いただけるものと確信いたす次第でございます。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の説明

でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せしめられますようお願い申し上げます。

○委員長(吉田忠三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方の発言を求めます。

○渋谷邦彦君 過日の八王子の中央学院の収容児の虐待問題、まことに痛ましい事件ではなかったかと思つております。ただ、今度の事件は氷山の一角、このように判断してよろしい内容を含むものである、このように私は理解をしております。収容施設がどうであるか、あるいはその実際の収容児を扱ういわゆる従事者、職員等を含めてのそういう立場の方が非常に少ない、もう毎毎毎回社労委員会においてそうしたような結論しか聞けない。もうそれ自体すでに大きな問題ではないか、こう思つてございしますが、まず最初に伺いたいことは、公共、民間を問わず、こうした施設に収容されている場合に、収容されている側からはこういう問題が起きているということをお聞きしたいわけですが、精薄児だとか、そういう場合です。職員がうわさをして、近所周辺にうわさをばらまく、こういう話でも出てこない限りは、否として、一体中でどういふことが行なわれているんだらうか。まあ、たまたま形式的に一年に何べんかの監査をやつて、東京都の監査の内容もありませんけれども、大体おおむね良好と、こういうことでございしているわけですよ。おおむね良好とするならばこの種の事件が起ること自体がおかしいと、こういうふうにも考えられるわけでありまして、実際に当局として、こうした施設に収容されているいわゆる問題児あるいは精薄児ですね、こうした人たちが安心して、家族の方もまた収容されている子供たちも満足のできる条件のもとに収容されているかどうか。日本全体の現状に

ついてまずお話をいただきたい。

○政府委員(湯美節夫君) 今回の中央学院の事件につきまして、私も、平素心がけてはおりましたのでございますが、このようなことが起こりましたことをたいへん遺憾に思い、残念に思つております。精神薄弱のおとな及び子供のための施設といたしましては、現在でも精神薄弱児施設あるいは精神薄弱者通園施設、あるいは精神薄弱者の更生施設、授産施設といった種類のものに約三万以上の方々を収容いたしました。指導訓練をいたしておるところでございます。その施設の運営につきましても、その精神薄弱の子供たち、あるいはおとなたちの適性に応じて、施設長やあるいは作業指導員等の職員によりまして指導訓練をしておるわけでございますが、その際の日常生活費等につきましても、毎年予算におきまして、随時必要に応じましてその内容を改善するとともに、職員の処遇につきましても、毎年のように内容の充実、改善をはかつてきたところでございすけれども、今後とも、このような事件を一つきつかけといたしまして、特にこういう施設の監査につきましても、より実効のある監査を行なうようにやつてまいりたい、かように思つております。

○渋谷邦彦君 おっしゃるとおりですね、こういう問題の起きないよう十分に監査につとめていくと、じゃ、具体的にどういふふうにするのかというところで、大綱としてはわかりませんが、私も聞きたいことは、具体的に一体どういふふうに進めようとしているのか。たとえばわれわれがいまうわさに聞いている問題だけでも、千葉県に何とかがいう施設がある、そこでもこれに準じたような問題がどうも起きているらしいと。これは風評程度ですから、ここではつきりしたことは申し上げかねますけれども、そういうふうには申上げかねますと、大なり小なりこういう問題に類することは、特に民間施設等においてはあり得るんじゃないかというところをおそれるわけですね。しかも、日本としては、福祉国家を標榜しながらその道を行なうというわけけれども、実際に行なわれている施策というものは常に後向きな行き方をしていると、こう断定しても決して言い過ぎではないか、こう思つてございまして、具体的にどういふ一歩監査の方法をやつていくのかということ、まずきめのこまかいそういうやり方について教えていただきたい。

○政府委員(湯美節夫君) 監査の方法につきましては御指摘でございますが、これは、私もいたしまして、常日ごろ考へており、それを実施いたしておるところでございますが、特に事務監査、施設監査の実施要領、これをこまかくつくりまして、たとえばその施設の職員の配置の状況でございますとか、経理の状況でございますとか、あるいは指導の内容でございますとか、こういう点につきまして事こまかく監査要領をつくりまして、これによりまして実施するよう通知を出しておるわけでございます。問題は、この要領をいかにして現実に監査しているかというところであらうかと考へるのでございす。各都道府県におきましては、もう毎年必ず一回はこのような収容施設の監査をするということになつておるわけでございます。実は中央学院につきましても、東京都におきまして、毎年一回やつておりましたのでございす。その監査の内容をいたしまして、やはりもう少し問題点をつきりさせまして、それを継続的にあるいは総合的に指導していくというところが欠けておつたのではないかと、かように考へます。したがって、今回はさらに監査の指導につきまして通知を出しまして、実態的な、具体的な、かつ実効のある監査をさらに推し進めるように通知をいたしたところなのでございます。

それからもう一つの問題といたしましては、施設が、自分自身におきまして向上するという自主的な――民間の施設でございすから、自主的な意欲というものを燃え上がらすということが非常に必要だと思つてございす。そういう点につ

きましては、たとえば精神薄弱児施設につきましては、都道府県単位におきまして施設長会議でありますとか、あるいは指導員の研修会でありますとか、保母の研修会でございますとか、そのような研修会あるいは相互の討論会等を実施するということが有効でございます。したがって、国におきまして、都道府県に対して、施設自体から燃え上がる自己研さんといいますが、そのような方法をとりようにも指導しておるところでございます。

○渋谷邦彦君 いま御説明の内容を伺っております、確かにいろいろんなりっぱな要綱がございます。私も若干読んでおります。ただしあまりにもきれいなと過ぎるのじゃないか。要は、いかにそれを実施させるかどうかというところに大きな課題があるわけでございまして、そうでなければ、この種の問題が起きるはずがないのじゃないか。おそらく東京都において監査した内容については、上級官庁である厚生省にもその報告がなされていると思うのであります。事件はこととしてありますけれども、去年何回か監査がありました。その前四十二年にもやっていたわけですが、ところが、最低基準を満たす条件に全部合っている、こういう報告がきているわけですね。しかし、この内容とは全くうらはらの今回の事件が起きているわけですよ。しかも、ことばをきわめて言うならば、虐待。一体福祉法人の認可を受け、社会事業というその美名のもとに隠れてそういうような問題が起きていくということは、実に言語道断である、こう言わざるを得ないのであります。局長は、いまいろいろおっしゃいましたけれども、局長自身が、今回の事件ばかりじゃありませんけれども、実際具体的に現場を踏まれて実情をお調べになりましたか。

○政府委員(湯美節夫君) 中央学院の問題につきましては、監査は毎年やっておりますのでありますが、ただ東京都におきましても、あの学院において職員交代が非常に激しい、そういうふうな状況も察知いたしました。特に昭和四十四年度には

特別監査を実施しておるといふふうなことでございまして、定例の監査のほか、やはりそのような事態を察知いたしましたので監査を行なったというところでございまして、このような特別監査といいますが、抜き打ち監査といいますが、このような方法も、もちろん私も私どももいたしましては、都道府県がとるよう指導しているわけでございまして、

最後の、私が監査したかということでございますが、私自身はこの中央学院の監査はいたしません。監査員による監査班を編成いたしましたして監査をいたしましたのでございます。

○渋谷邦彦君 いまのお話からもうかがえるように、職員の交代が非常に激しかった。この辺あたりからもう異常なことが察知されるわけですよ。一体、中何が起こっているのだろう、経営それ自体のみならず、その収容されている児童に対して正常な取り扱いがなされているのかどうかというふうになるわけですが、まあそういう時点において職員が非常に激しい、これも一つの現象だと私は思うのです。事実問題が起きたときに手を打つというふうなことになるのでしようけれども、今回の場合も、もっと事前にこの問題が察知できて、公にならずとも事前に防止することができなかったのかどうかということを非常に残念に思うわけでありまして。新聞にも、相当内情のよくなかった点について糾弾されております。

私も、いまここに、その当時子供たちがいかに虐待されたかという資料が一つあるんですよ。大臣、見てくださいよ。ひどいものです。子供が着たやつ。これはもうよほどおとなの力が入って、めちゃくちゃに破かれた。皆さん、見てください、これが中央学院で子供が着ていた衣料ですよ。こういうことが平然と放置されておることには問題があるのじゃないか。異常といえは異常です。ね。こういうところに一体どうしてその福祉法人の資格が与えられたのか。その中にもあります

よ、認可条件はどういうことが条文に。どうして一体そういう認可が与えられたか。おそれくあなたたちは認可の要件を満たしていた、そういうものが整っていたがゆえに許したのだと思うが、そういう背景とかいろいろなことを考えた上で、その人の人となりも当然問題になるでしょうし、いままでその人がどうい経過をたどって今回のような中央学院を設置しようとしたのか、そういう考えとともいふものをどういふう適切にとらえて認可をされたのかどうか。

○政府委員(湯美節夫君) 社会福祉法人の認可の問題でございますが、これは、先生もいま御指摘ございましたように、社会福祉事業法の第二十九条によりまして、申請されるそれぞれの項目がその項目に合致しておるか、こういうふうな点を中心としたしまして認可を決定するわけでございまして、この法人につきましては、昭和三十六年の十一月二十八日にそれらの条件を具備しておるといふふうなことで認可をいたしましたのでございます。

○渋谷邦彦君 今回の事件から思いますが、この認可条件についてもっと法改正をする必要があるのじゃないかということを感じるところでございます。大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(斎藤昇君) 私は、この福祉法人の認可につきましては、まずその役員構成と申しますが、かような点にも十分配慮をしなければならぬと、かように考えます。私は法律改正をしないで実際の運用において、たとえばこの場合においては、その点について少し調査をする点が足りなかつたのじゃないかという感じがいたすわけでございまして。一番大事な点は、この施設をつくってやっていたころという、いわゆる人的の要素、これをよく見きわめなければならぬと、かように思っております。

大臣が所信の一端を述べられたとおり、もともとやはり細部にわたり資格審査というものをやるべきではなかったか、悔やまれてならないわけでございますけれども、今後一体どういふうな考え方を持って、特に民間のこうした施設の申請があった場合に、どうい態度で臨まれるか、その今後の方向でございまして、できるならば今後のビジョンと申し上げてもいいかもしませんが、けれども、そうした点について大臣の所見を伺いたいわけでありまして。

○国務大臣(斎藤昇君) 私は、やはり人柄の調査ということばは悪いかも知れませんが、その方のいままでの経歴あるいは人望の程度というふうなものまでできるだけ側面的に知り得る材料を集めて判断をする、そのことに重点を置かなければならないということを感じいたします。

○渋谷邦彦君 当時国会がごたごたしておるときに事件でありまして、時期がずいぶんずれてしまつたわけでありまして、その後福祉法人の資格については取消しがあるのですか、ないのであ

○政府委員(湯美節夫君) この中央学院につきましては、まず、東京都知事が五月二日に児童福祉法に基づきますところの施設の運営の改善命令を出したのでございまして、次いで五月十二、十三日にさらに第二回の特別監査を行ないました。その結果によりまして、五月十四日に、これは児童福祉法によりまして、五月十四日に、これは児童福祉法によりまして、問題は、こういった施設の取り消しが行なわれた場合に、次の問題といたしまして、法人の存立をどうするか、こういう問題が残るわけでございまして。私どももいたしましては、社会福祉法人の取り消しにつきましては厚生大臣の権限に属するわけでございまして、いろいろなデータに基づきまして、社会福祉事業法の規定によりまして、先生御承知のとおり、この中央学院の施設長でございますが、これは警察によりまして逮捕をされております。同時に、書類その他も押収をさ

どのくらい補助金が出ているんですか。

○政府委員(瀧美節夫君) 金額のことを申し上げないでたいへん恐縮でございますが、こういう各級の児童福祉施設につきましては、先ほど申し上げました児童保護措置費ということで昭和四十四年度の予算におきまして約四百五十億程度出ておるわけでございます。これは各施設ごとに少しずつ単価が違うわけでございますけれども、養護施設等におきましては一人一月当たり約二万円程度でございます。それから精神薄弱児童施設におきましては一人一月当たり約二万五千円にあたる、かように相なっております。

○渋谷邦彦君 確認しておきますけれども、その一人一月当たり二万五千円、これは収容児一人当たりということですか。

○政府委員(瀧美節夫君) これは先ほどちょっと触れましたが、その施設の経営費でありましてこの職員の人件費、建物の維持費、それから児童に対する処遇費、これらを全部含めまして、子供一人一月に割りますとそのような金額になる、かような意味でございます。

○渋谷邦彦君 こまかい数字はあとでいただくことにしまして、そのほかに、いま言われた金額の点は、年度内の予算によってきめられる補助金であるかと思いますが、寄付金の取り扱いについてはどうなっているのですか。赤い羽根とか、いろいろありますね。

○政府委員(瀧美節夫君) 寄付金の中でも、寄付者の意思によりましていろいろ差があるかと思えます。たとえば施設を改善する費用に充てるか、あるいは子供さんのお菓子代に充てるかというふうな例がそうなんでございますが、いま御指摘の赤い羽根あるいは自転車振興会のお金、船舶振興会のお金、いろいろとそういった民間の援助金がございますが、それぞれに応じてその目的に従い充てられるわけでございますが、たとえば自転車振興会とかあるいは船舶振興会のお金は主として設備費に充てられる。共同募金につきましても、これは設備費に充てられるものもございませ

し、また、運営の経費に充てられるものもある。このように、必ずしも一言で申し上げられるような対象にはなっておりません。

○渋谷邦彦君 寄付金の場合の収支決算について、どういうふうになっておりますか。

○政府委員(瀧美節夫君) 社会福祉法人の法人会計及びその中の重要な施設の会計でございますが、これらは毎年必ず報告をさせていただきまして、監査をいたしておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、年に一回の定期監査におきましては、そのような寄付金収入によりますところの収入及びその支出の現状等は十分監査いたしておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 監査の状況でありますけれども、まあおそろしく出された帳簿を見れば、これはもう字づらさえ合つていけば、数字面さえ合つておればオーケーという面もあるでしょう。どんなふうな監査のしかたをおやりになっていらつしやるのですか。

○政府委員(瀧美節夫君) 先ほどちょっと触れましたが、たとえば施設整備につきまして寄付をしていただく場合に、寄付者自体において監査をするという場合もございませぬ。たとえば自転車振興会からの益金の配分を受けた場合に、自転車振興会がいろいろな設備に使っているかということとを監査される場合もございませぬ。私もどなたにしましては、それらを全部踏まえまして、どなたの寄付がどこから何に使うように入つたか、そうしてその使途は厳正にその寄付の目的に従つて使われておるかどうか、かような点に着目するわけでございます。ただ、もちろん子供さんのいろいろな雑費といふことも、クレヨンであるとか、絵の具であるとか、あるいはクリスマスのお菓子とか、このような要するに子供さんのために何と何と使つてくれというふうな経費につきましては、その内容自体をこまかくせんさくはできませんけれども、考え方をいたしましては、寄付金の収支を厳正に監査をする。使途に応じてうまく使つておるかどうか監査をするということでございます。

○渋谷邦彦君 監査のときに、たまたま問題にな

ることは、監査するほうの立場の人、人員構成であるとか、いままでよく問題にされておること、この種の問題に限らず、やもすると人員が足りないために手を抜いた監査が行なわれておるといふようなことが起こるわけでありませぬ。いま額面どおりという話を聞いておられますと、まあ金にまつわる問題は今後とも絶対起きないという印象を受けるのでありますけれども、はたしてそのよな期待を持つていいのかわかりませぬ。これはまだ相当疑問が残るよう思つておられます。私はいまなぜそのことを聞いたかという、冒頭に申し上げたように、局長自身はお聞きになつたかどうか知らないけれども、風評として社会福祉屋などというものがあつたという点から、やはり金に関する問題というのは、何と云つてもこの種の運営に当たつては最も焦点になる課題ではなからうか、こういうふうな思ひがゆえに、いま概要にだけだけお話を伺つたわけでありませぬ。ただ、やはりいかに厳重にやりましても盲点というものがあつたか、あるいは寄付金については直接そういう施設に持つてくる場合もあつたか、あるいは適切に持つてくる場合もあつたか、そこからは適切に持つてくるといういろいろな方法があるんでしようけれども、いざこれにしても、こうした金のルートといふものはとくに国民の目をかすめる場合があつたか、特にならぬ、ここがあたりであったか、こうであつたかというふうな、そういう問題が絶対に起きないよう配慮をしておらうか、この問題が、こ

う思つたわけでございます。

ついでに、関連して伺つておきたいことは、いまのお金に關しまして、たとえば、児童に集約して問題を申し上げるわけですが、重度身障者の場合と軽度身障者の場合と、それはやはり金の出方は違いますか。

○政府委員(瀧美節夫君) 精神薄弱関係におきましても、精神薄弱児の施設、それに、精神薄弱児

の施設の中に重度の精神薄弱児を収容して

すところの棟、寮がございます。それからさらに、重い肢体不自由児と重複しておられます重い施設といふものがございます。三つの種類がございますけれども、金の支払いの方法におきましては、これは児童福祉法によりましてその児童福祉施設でございますから、先ほど御説明いたしましたような金の支払いでございます。国が十分の八を持ちまして、都道府県が十分の二を持つといふふうなことになっております。

○渋谷邦彦君 次に児童相談所の件について若干お尋ねをしたいと思いますけれども、今回の事件で一つ感じておられる問題があるわけですか。二人の子がいたたけられたこと、二人の子は自分の姉のところに居た。ところがそれから四、五日して、その姉の住んでいる地域の児童相談所長から電話がかかって、すぐ学院に戻れ、そういうきびしい通報を受けたというのです。まあそのことについては、私、直接本人に会つて確かめておるわけではございませんので、どうも言えないかもしれませぬけれども、これは相当確実な話として私聞いております。こういう場合は、児童相談所長といふものが、なぜ一体こういう問題が起つたのか、という原因、結果といふものをよく判断した上で、そうしてそのもの場所を帰すとか、あるいはこれはもうむしる問題を公にして、そうしてほかの施設へ移したほうがいいのじやないだろうか、か、そういう適切な措置といふものが当然とされど、まず児童相談所の性格並びにその上級官庁として相談所に対する監督ですね、また、申し上げたような問題が起つた場合の措置等について、三点いまま申し上げておられますが、お話を

いただきたいと思つておられます。

○政府委員(瀧美節夫君) 児童相談所は、御指摘のように、児童福祉法の第一線機関でございますので、全都道府県に、全数といたしまして、百三十

八カ所でございます。児童相談所自体は都道府県知事の指揮のもとに、そういった子供たちに対しましてところの相談でありますとか、判定でありますとか、指導でありますとか、それから施設に対する措置、こういうことを行なっておるわけでございます。児童相談所長自体は、そのような第一線機関でございますから、児童福祉のほんとうの意味を十分に体してやっていただいていると、かように思っているわけでございます。

そこで、中央学院の問題でございますが、お話しにございました点につきまして、私どももいたしましたも、実はその二人の子供たちに帰れと言ったというふうなことの事実をまだ伺っておらないのでございます。この中央学院におきましては、ちょうど五月一日に四十九名の子供がございまして、それを親元に引き取ったりあるいは他の施設に措置がえをいたしまして、その子供の症状に応じてあるいは能力に応じて、ふさわしい施設に措置がえをしております。もちろん親元に引き取られた子供につきましては、児童相談所からは児童福祉司等がその指導にまわっているというところを、東京都からは伺っているわけでございます。

○渋谷邦彦君 伺った段階の話ではなくて、その種の問題が起った場合、とにかく東京都からお聞きになってる範囲でもけっこうだと思っておりますが、それが適切な措置であったかどうかというところは、私自身もまだ疑問があるわけですね。一体、これが福祉司のやる仕事なのか。もつとあたにかい心づかいをもってその情勢判断をされて、それに従った適切な対応措置というものがとられてしかるべきでなかったか。一人前の人間でありませぬから、何かこう——言い過ぎになるかもしれませんが、まるで大ネコを扱うみたいな考え方はないにしても、ままそういうようなやっかいな仕事でありますから、ときには感情的になることもあるでしょうし、何をやっているのだ、早く学院に帰らなければいへんなことになっちゃうぞと言わんばかりのことを言うというところは、十分

予想される問題なんでしょうね。そういう点について、一身上級官庁としてどういう指導監督をやっているかという問題、先ほど答えない。またそういうことが事実発見された場合に、一体政府側として、厚生省側としてどういう指導をされるのか。その一番肝心なところをおっしゃっていただかせませんか。

○政府委員(渥美節夫君) この施設は、五月十四日に認可の取り消しに相なっているわけでございます。したがって、東京都といたしましては、その施設におりました子供を親元に引き取らせる者は引き取らせただけでございますけれども、そういうことができない子供につきましては、十三名をとりあえず七生福祉園という精神薄弱児施設に移したわけでございます。そして、移した後におきまして、親御さんあるいは親御さんにかわってその子供をみます父兄等と相談をいたしまして、そのうち九名を七生福祉園に残す、それから友愛学園というほかの施設に八名、滝野川学園に二名、甲ノ原学園に六名、かように、親御さんの希望をお伺いをし、かつ子供の能力なり症状にに応じて移したわけでございます。この際におきましても、先ほど御指摘のように、児童相談所長がかってにやったのではございませんで、子供の能力なり症状なりに応じ、かつ親御さんの希望を承って他の施設に措置がえをしたのでございます。三十三名のうち二十五名はそのようにいたしましたのでございますが、なお残りの八名、この八名はおとなの、十八歳をこえた方でございますが、この八名のうち、現在のごとく三名の方につきましては他の施設に入所をいたしているわけでございます。それから親元におきます子供につきましても、児童相談所におきましていろいろ在宅指導いたしました。さらにその親元におられる子供のうち、十三名については別の施設に入所をあっせんをしております。それから二名につきましてはこれは自分で就職を考えているということでございまして、いづれにいたしても、長々と申し上げましたが、児童相談所

は父兄の方とあるいは施設と十分連絡をとりながら、子供に幸福をもたらすように配慮をしているというのが現状であります。

○渋谷邦彦君 この問題は、これ以上申し上げてもどうかと思っておりますけれども、二人の名前がここに出ております。ただ未成年でありますから、私は、名前を伏せておきたい。

それから時間的な問題についても、いま局長は五月十二日に学院は閉鎖になったということですが、これは閉鎖以前の問題です。

それから、いま私が言っている児童相談所長、この名前も伏せてあります。こうした名前が私のところで掌握されているんです。ですから、どういう取り扱いはするのかと、抽象的な言い方であつたかもしれませんけれども、別にこの人たちに責めたいとは思わない。ただ、こういうふうには児童相談所長が周囲のいろいろな事情というものを考えずに、独断的に判断をされて、そうしてその家族も大いに迷惑をするということがあつてはならないというふうなことから、いまお尋ねしたわけなんです。ですから、今度の問題が起つて、全部の児童相談所がそういう状態だと私申し上げているのはございません。しかし、一カ所でもあつてはいけない、こうした問題については、そうした意味から当局の今後に対する配慮というものは、どういふ決意をもつて臨まれるかという、その点についても実はおっしゃっていただいたことがつたわけなんです。だから、その点は今後とも十分とつて遺漏のないようにお願いをした。おそろく遺漏のないようにいたしますとおっしゃるに違いはないけれども……。

次に、時間がかかるといふ御質問もあるようです。それから、職員の問題について最後に御尋ねをしたいと思います。今回の場合も職員の出入りが非常に多いということが事件の発端になったとも聞いております。えてしてこの種の施設で働いておられる方々の待遇というものは、いつも問題にされておりますように、依然として改善されない。そういう状態のもとに置かれて

ありまして、これではやはりこういう施設の充実、強化といつて並べ立ててみましても、しよせん、やはりいつまでたつても解決にはほど遠いということになりはしまいか。現在の保母を含めての話になりますけれども、こういう施設に従事する職員の待遇改善については、今後一体どのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○国務大臣(斎藤昇君) こまかしい点は局長からお答えいたしますが、先ほど渋谷委員の御質問について局長がお答えをいたしましたのは、少し御質問の趣旨を取り違えておつたんじゃないかと思つた。おそろく中央学院がああいうものであつたということがわかる前に、子供が出てきて、あの施設はたいへんだ、あんなところにいられない、こういうふうには訴えてきた事柄ではなかったのかと私は思つております。

○渋谷邦彦君 そのとおりです。○国務大臣(斎藤昇君) したがって、答えておりましたのは、少し違つた答えになつておつたと思つた。児童相談所長並びに職員は、自分の管下にあるそういった施設がほんとうにりっぱに運営されているかどうかということは、これは絶えず把握していかねばならないわけでございます。一年に一回、二回、監査をいたしまして、それは定例監査でありますから、そういった子供の訴えがあつた際には、はたしてあの施設は適正な施設であらうかという疑問も持つべきであらうと思つた。ただ、一般的に、その施設をいままで信用しておつた、その信用しておる施設から子供が訴えてきたというので、その施設に対して疑いを差しはさまないで、子供のほうに、そう言わないうで施設に帰れというような措置をしたのじゃないかと思つた。私としては、若干親切心が足りなかつたと思つた。そして、若干親切心が足りなかつたと思つた。この児童相談所長、職員は、一応は信頼をしておるというたてまえ、たてまえといふか、そういう心情にあつたから、そこでそういう措置になつたのであらうと思つた。したがって、相談所の職員は、絶えず措置児童の気持ちに

なつて、そうして相談所がそういうふうに運営されていくことを絶えず確かめ、子供のしあわせになるようにと、こういう考えをもってやっけていくべきである。また、そういうような気持ちでやるように常日ごろからいろいろと指導もいたしてやるわけでありすが、たまたまそういうようなことがあつて、遺憾であつたと、私はかように思ひます。

なお、施設に働く人たちの処遇の問題でありすが、一般的に考えまして現在あまりよろしいとは考えられません。諸物価の上昇あるいは賃金ベースがどんどん上がつていくという状況から考えまして、施設の職員にもそれに見合った処遇がなければならぬわけでございますから、したがつて、先ほど政府委員が答弁をいたしました措置児童一人当たりに対する単価、その単価をはじき出して、本年から三カ年かかつて処遇の向上をはかる、少なくとも三カ年以内に国家公務員としての処遇に見合うだけの引き上げをやる、というので、本年第一として踏み出したわけでございます。今後さらにそういう職員処遇の改善を、いま申しました方針に従つてやつてまいりたい、かように思ひます。

○渋谷邦彦君 ます、公立の施設については、いま大臣の御答弁のように、一刻も早く国家公務員としての資格を与え、それに応じた給与体制をつくる、それはけっこうだと思ひます。ただし、国家公務員、一般の公務員の場合でもそうでありますけれども、施設の内容が内容だけに、私は特別給与を支給できるような配慮が望ましい。おそらく大臣もいろいろな施設をごらんになつて痛切にお感じになつていらつしやるのではないかと思ひます。ひどいものですよ。よくこういふところでしんぼう強く働いておられると思う。しかも、やつと成年に達したような若い女子職員が、苦勞をいとわずやつておられる姿を見ると、ほんとうに何か気の毒になつてしまふ。一体待遇はどうなつておるかといふふう聞いてみると、まことに低いわけです。これでは人は行きませんよ、大体。もう待遇も悪くて、昭和元禄なんて言われている時代に、何でわざわざ好んで行きたがるか、こうなりますよ、人情として考えても。そんなことは当然な話なんです。何も金でつるといふのではなくて、やはりそれなりにそれにふさわしい待遇改善といふことは必要でございます。たとえば、金のみならず、住宅施設その他の厚生施設については、むしろほかと比較しても群を抜いてよろしいと、こうしなければその人たちが安心してやはり希望をもつてその仕事に従事できないのじやないかといふことを心配するわけですね。やはり公共の施設がまず先陣を切つてその模範を示さないと、民間の場合でもそれに並行した待遇改善といふものはまだまだ相当先いかなければ望めないことではないか。しかしこの問題については、いま大臣の御答弁が云々、御答弁が申されたけれども、もう一回念のために、私が申し上げた考え方に立つて、さらにどのように具体的に、給与の問題のみならず、その他も申し上げたことに関連しましてお考えになつておられるかどうか。本気になつてこの問題にほんとうに取り組み姿勢があらになるのかどうかといふことを聞いておられるわけなんです。そのためには、こういう問題が一つ一つ解決されて、それが上積みされていかなければ、何回かこういふ話をして審議したつて、ちちはあかないといふことになるのですよ。最後にその点について大臣の御決意のほどと申しますか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 私が先ほど申し上げましたのは、公立のものをまずよくすると、こう申し上げたのではなくて、こういう私の施設で働いておられる方々も、少なくとも国家公務員並みの給与を支払えるようなそういう補助金を出すといふことを申し上げたのでございます。今日非常に低くても私も承認をいたしております。これに對する処遇をいたしますのは施設の長でございますが、それだけの処遇ができるだけの補助金をや

はり出さないこと、寄附その他だけでは十分かかなないといふことにもなりましようから、そこで補助金を出す単価を、先ほど児童一人当たり二万円とか、二万五千円とか申しておりましたが、この中にたとへば保母の単価を幾らに見るとかあるいは看護婦の単価を幾らに見るとかあるのでございますが、それを上げてまして、そして少なくとも施設に働く方々の待遇が改善できるだけの補助金にアップするといふことを考えまして、三カ年以内のうちに施設の働く人たちの給与の改善をやるというので、その第一年度を本年踏み出したと、これは私の施設に對することを申し上げたわけでございます。

○渋谷邦彦君 きよりのところはこの程度にしておきますけれども、いづれにしてもこの福祉関係の施設の問題については、まだまだ問題が山積しておりますし、いづれにしても、どうか願わくはこうした委員会等における責任ある答弁については、明確な見通しと、それから予算面についてはどうなるか、現状で間に合うのか、足りないのか。しからば次の年度からどうするかといふ、もっと前向きの姿勢をもつて取り組んでいただくことは当然だろふと思ひます。ただ技術的なことで討論をやつても何にもならない。むしろ率直にこうするんだ、いまこういふ方向で考えているんだといふふうな、明快な歯切れのいいお答えをいただきたいものだと思ひます。いづれにしても、ただいま申し上げたように、こうした問題についてはあまりにも問題が多過ぎるために、短時間でも一切を結論づけるといふことは不可能なことでございます。また次の機会にあらためて別な観点から御質問を申し上げたいと、こう思つておりますので、本日のところは、以上をもちつて私の質問は終わります。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に看護婦の充足に關する問題に入ります。

○藤原道子君 私は、看護婦不足の現状とその需

給対策についてまずお伺ひをしたいと思ひます。

本問題は、十余年の長きにわたつて本委員会でも、また他の委員会でも論議され、そのつど努力中である、検討中である、可及的すみやかになどと繰り返して答弁されてきたのでございます。また、過日、私の質問に對しまして、おそくとも需給計画は五月一ぱいには立てるといふ約束でございました。きよりは、六月十日でございます。すでにでき上がつておると思ひますので、大臣からその点についての御説明を伺ひたいと思ひます。さらにけさのNHKの一〇二、また新聞によりますと、厚生省が自民党に泣きついて、そして自民党の看護婦小委員会がいろいろと論議され、それが報道された。特に一〇二では、胸を張つてたいへん大言壮語をされておりました。したがつて、それらをもあわせてお聞きを願ひたいと思ひます。大臣にお願ひいたします。

○国務大臣(斎藤昇君) 看護婦の問題につきましては、基本的にその需給計画なり、これに對する対策を早急に抜本的に考えなければならぬといふことは、前にも申し上げたとおりでございます。できるだけ早く需給計画を立てたいといふことを申し上げておつたわけでございます。なかなかこの計画を立てますのには、将来の医療の改善の面、施設の面等を考えまして、また最終的な結論に達しておりません。少なくとも次の予算を要求するまでにはその根本対策を立てまして、それに基づいてまず来年度を初年度として踏み出してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

昨日、自民党の看護婦問題小委員会において、ある程度の当面の対策らしいものをお立てをいただいたと承知をいたしておりますが、これは政府が自民党に泣きついたわけでも何でもありません。自民党といつたしましても、今日の現状から考えて看護婦問題はきわめて重要であるといふので、いろいろと調査研究をしておられるわけでありすが、それについてまず当面中間的にと申し

第七部 社会労働委員会会議録第二十二号 昭和四十四年六月十日【参議院】

ますか、さしあたりこういうことをまず考えらるというので、政府に対してこういうことをやったらどうかという御提案があったものだと、かように御承知をいただきましたと存じます。

○藤原道子君 大臣、もっと勇氣を持って御答弁願いたい。いま大臣の御答弁のような話ではないように私は伺っています。予算もある程度煮詰まっています、こういうふうなことでございまして、この点はほかがなんでもございませぬか。

○国務大臣(斎藤昇君) 来年度予算につきましてまだ要求もしておりませぬし、とうてい煮詰まるという段階ではございませぬ。

○藤原道子君 いやそうじゃなくて、予算については予備費あるいは追加予算ですか、これを要求するというふうな話があったというふうに出てくるんですよ。

○国務大臣(斎藤昇君) 私は、まだ予備費の流用あるいは追加予算というふうな話については、承知をいたしておりませぬ。

○藤原道子君 大臣がそうきめてしまわれては困るんですけども、新聞にもそう出ているし、それからそのう医務局長に私の部屋に来てもらいました。そのときにも大体の話は伺ったんであります。見通しあるような医務局長の話でございまして、その点はいかがなんでしょうか。隠さずにおっしゃってください。

○政府委員(松尾正雄君) 厚生省事務当局といったしまして、予算をただいま幾らにしてどういう要求をするかというのをやっております。私承知しております範囲では、党の先生方があいろいろ対策を検討される過程におきまして、政調会長等に配慮していただけるようにという申し入れをしたというところは仄聞をいたしております。

○藤原道子君 そこでですね、そのお立てになりました対策の中で、潜在看護婦を掘り起こしを現職を通じてこれを行なう、全国的に進めたいというところ、ことしから二部教育として、九月に生徒を再募集をする、こういうことが入っている。そ

れから夜勤手当は民間病院並みにする、それから需給計画は、手付ければ七月半ばごろまでに大蔵省交渉で大体の見込みがある、こういうことが論議されたやに伺っております。そこで、あした開かれる全国衛生部長会議にこの案で臨むんだ、こういうこととございまして、そこで、何でも隠さう、隠さうとごいいたのがれようとするんですけれども、具体的に伺いたいことは、二部教育をする、九月から生徒募集をして二部教育で看護婦のあれをやるんだ。こういう案は煮詰まっていると思えます。それにつきまして、現在でさえ学院の教師が足りませぬ。実習の場においても、いろいろ今日困難が起こっております。この教師の充足、それからあるいは教室の問題等々について、どういう確信を持ってこれをやりになるか。いまでも教師は足りませぬ、過労でございませぬ。どんな教師がやめていく傾向にございませぬ。二部教育になって教師の充足がこのままだとするならば、これは非常な過重な労働になります、これらに対しては、どういうお考えを持っておいでになるかを伺わしてもらいたい。

○政府委員(松尾正雄君) 看護婦の養成力をできるだけ早く増加したい、こういうことで、この秋にも再入学をさしたらどうかという案が出ておるわけにございませぬ。御指摘のとおり、その専任教員という方々の資格を持った方が非常にたくさんいるというわけでもございませぬし、また実習病院や、教室の点から見ましても、ことし直ちにこれを実施するということについては、したがってあることは、私どもも承知しております。したがって、この方式がすべての看護婦養成所で一斉にとられるというのを期待することは不可能だと存じます。しかしながら、現在持っておりますところの教室の状態、あるいはその病院内のいろいろのな利用すべき施設の状態、あるいはすでに専任教員としての資格を持っておられますけれども、現在は個々の学院の教師になつていないという方々も、それぞれおありになるはずでございませぬので、そういう方々を組み合わせまして、実

施可能なところは着手をする、こういうふうに進めるべきだと考えます。その際、ただいまの専任教員が、次の新しく入ってきたクラスまで同じ人に見るといふことは、これはとうていあり得ることじゃございませぬ、やはり次の新しいクラスについては、それ相当の専任教員が配属されなければいけません、こういう前提で考えてまいりたいと思っております。

○藤原道子君 私は、看護婦が足りないんでございませぬから、増員のためには、今日、六倍からの競争率でありながらほとんど落ちとされてい、そういう人たちの希望を達成するために九月にまた募集するというには、あなたが反対ではない。しかし、いままで一日かけていたものが、二部教育とすれば、昼間部と夜間部にするんですか、午前と午後にするんですか。いづれにいたしましても、二部教育となると、教育時間が短縮されるんじゃないでしょうか。こういう点はどういうふうにお考えになるか。それからもう一つは、二部教育にするのが全部の学院とは限らないというおことばでございませぬか、どれくらいどの学校で二部教育ができるというお見通しでございませぬか、あわせて伺いたいと思います。

○政府委員(松尾正雄君) 二部教育ということばになりますと、どうも昼間、夜間という印象が出てまいるのでございませぬけれども、私どもは、そういう意味じゃなくて、前期、後期という意味での二部というふうな理解をしております。したがってこれに対応しようとしておられるわけではございませぬので、カリキュラムのやりくりなり、実習等との時間の操作なり、そういうことで、余裕のつく範囲で努力をして実施したい。決してこのために、両方のクラスの時間を大幅に短縮をする、そういうつもりではございませぬ。

それから、なお、どの程度やれるかということについては、ただいま申し上げましたような条件について、具体的にリストをあげてまいらなければならぬわけにございませぬ、ただいまの段階

で、国立病院についていえば、大体二百名ないし二百五十名程度の受け入れは、いまでも可能ではなからうか。なお、これからこまかく詰めていかなければならない条件は、ございませぬけれども、おおよそのところは、そのくらいではなからうかと予想しております。都道府県その他のところでの程度、こういうことでお引き受けいただけるかは、明日以後各県で詰めたがら早く全体の数字をつかまえた、こういうつもりでございませぬ。

○藤原道子君 それから、いままで実習はどういうふうにしてやっていたらっしゃるんでしょか。聞くところによると、実習科目も二科目に減少するというようなことを承りましたが、実習が低下するのではないかと、どういふ方法でやりになるのか伺いたい。

○政府委員(松尾正雄君) 現在組まれておりますカリキュラムの実習科目並びに実習時間を短縮したり、変更をしたりするということは考えていないわけにございませぬ。ただ、かような措置をとったりする場合には、また、従来からそういう意見は非常に強く出ておったのでございませぬけれども、実習の主たる病院として選定するものが、先生御承知のとおり、内科、外科、産婦人科、小児科、この四つを兼ね備えておられます、その上に生徒の総定員の一・五倍以上のベッドを持っていないわけにございませぬ。したがって、実習の実体というものを、そのほかに、内科と外科の病院であつても、そのほかについても十分実習のできる場所もございませぬ。また産科、小児科は他のそういう独特のものを保持したところをお願いしても実習はできる。したがって、従来のように、形式的にただ一定の基準を満たしていればよいというのではなくて、応用ができる範囲は十分応用して、そういう実習の実をあげたい、こういうつもりでございませぬ、決して実習時間の科目を減らしたりというつもりはございませぬ。

○藤原道子君 実習科目を二科目とする、内科、

年からそういう講習会等の費用で着手したわけでありませぬ。しかしながらその実績を見ましても、決して多くの数をつかんだとは申し上げられませぬ。そういう結果になりましたもの、はなはだ広い地域で一カ所講習会をやるといふようなやり方では、とてもこれはそういう方々まで及ぼし切れないと、反省を強くいたしておるわけでございます。したがって、いまお話がございまして、静岡県のような実例をわれわれも承知いたしております。また、ほかの県でもそういう実態から見まして強力に着手せなざるならぬと、こういう気持ちを持っておりませぬので、私も、やはり各都道府県あるいはそれをさらに小さい単位で呼びかけていただいて、強力にその推進をしてもいい、そういうことを強く呼びかけるつもりでおります。

○藤原道子君 私はいままで何人くらい教育したかというのを伺いたい、潜在看護婦を。

○政府委員(松尾正雄君) 四十二年でたしか四百五十人くらいでございます。それから四十三年度におきましては多少それより少ない数であったかと思ひますが、これは直接地方医務局が担当した数でございます。はなはだ少ない状態でございます。

○藤原道子君 二十五万といひ、二十八万といひ潜在看護婦さん、この中でたつた四百人や四百五十人ではお話しになりませぬ。

そこで、これは斎藤厚生大臣にぜひお考え願いたいと思ふ。五月の十五日の朝日新聞記者席によると、佐藤総理が、ブロック代表知事による地方行政連絡会議の席上で医師や看護婦の不足問題が話題になったときに、ゴルフ場へ行けばキャディーには若い女がたくさんおられるが、これを看護婦に回せないかね、こういう発言をしていらつしやる。私は、今日このくらい大きな社会問題になつて、日本の医療が看護婦不足から破壊されるんじゃないか、ここまで憂えられておりますときに、こうした重要な会議の席上で一國の総理としてあまりにも不謹慎な発言であると思ふので、ま

あ冗談に言ったんだとごまかすかも知れぬけれども、冗談にも限度があるわけだ。厚生大臣として、この医療問題がいかに重大な段階にあるかということを開議等の席上で話したことがあるんじゃないか。これをひとつ聞きたいんです。

ところが、これとあわせて対照的なのは、アメリカでもやはり同じく看護婦が不足いたしまして、一九七〇年までには八十五万人を必要とするとの推測してある、看護婦がですね。いま日本の六倍の看護婦を持つておる、人口の対比で。ところが一九六六年にジョンソン大統領が特別アピールによりまして、潜在看護婦掘り起こして年間三万人の再教育を訴えた。それで保健教育大臣と看護婦協会に奮起を呼びかけており、直ちに一九六七年の議会に対して看護婦再教育プランを提示いたしまして、一カ月後には労働省に対しては五万ドル、保健教育省には二百万ドルの予算を決定して、いまや潜在看護婦の掘り起こしに非常に努力している。それで、この一九六七年三月から再教育が發足して、現在三十一州百二十八カ所講習を行なつておる。その講習は四週間から六週間くらい、そのうち半分が三分の二は実習をさせておる。ナイト・スクールもある、昼間は保育所も設置されておる、テレビも使用している、受講中は失業保険と同額の手当が出ております。そのためになわが三カ月で五千名以上の就職者を得たと、こういうことがアメリカの雑誌によつて報道されております。国民に対して特別アピールを行ない、大統領が、さらにはその教育に対して、受講中は失業保険並みの手当を出す。そして昼間の受講者のためには保育所までも備えて、国民の健康を守る大切な看護力の確保のために努力しておる。ところが、日本の総理大臣は、キャディーを回せないか、私はキャディーをべつ視するんじゃないか、私にはキャディーさんを見ていらつしやる。これは看護婦になり手がいないんじゃない、なり手は六倍以上ある。けれども、施設がない、設備がない。待遇が悪いから看護婦の定着率が悪く

なる。これに対してこういう認識では、せつかく自民党さんが小委員会でもいい案を出しておいでになるけれども、その実施が危ぶまれる。この潜在看護婦の掘り起こしに対して、待遇の改善と報酬のあり方、それらについて大臣の御決意を私はこの際伺いたい。二十八万人になんんとする看護婦さんが家庭に入つておる。その人たちが、きうのうだかの新聞にございましてだけれども、私は看護婦の仕事にとうとう使命感を感じておるんだ、働きたいけれども、家庭を持つたのでは働けない、三交代制で保育所がなければ働けないんですという訴えをしていらつしやる。またある人は、免状取り立ての看護婦さんのときより、子供を持つてみて初めて人情の機微がわかります、だから私は働くんです、こういうことを訴えておいでになつて。これらをあわせて大臣の看護婦充足について御熱意のほど、潜在看護婦掘り起こしに対してのお考えを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(斎藤昇君) 総理のキャディー・看護婦論というものは、私は直接伺つておりませぬので、どういふ趣旨かわかりませんが、少なくとも、総理のお考えは、ゴルフ場に行けば女の子が相当いるじゃないかという趣旨は、アメリカなんかにはまあ女の子のキャディーはそうないんだらうと思ふんです。したがつて人的資源がないわけではない、看護婦施策が足りないんで、そこで看護婦は足りないんだ、施策をやればまだ人的資源はあるんだと、試験をやれば六倍もあるんだと、そこまではおっしゃいませんでしたしょうけれど、そのところも踏まえて、施策よろしきを得れば看護婦になり手がなくはない、こんなにあるじゃないかと、したがつて、そういう施策をやつてもらいたい、またやりたいという、こういうお気持ちであらうと、私はさように考えます。

アメリカの潜在看護婦の掘り起こし方策をたたいま伺ひまして、さすがはアメリカだという感じがいたします。日本もそれだけ資金をつぎ込んで大いにやりたい、かように思うわけでございます。

す。何としてもやはり看護婦の所遇がまず第一、養成施設もまた必要であります、しかし年々やめていく看護婦をつなぎとめ、さらに潜在看護婦を呼び戻すということがまず緊急の要務であらう、かように考えます。

御承知のように、アメリカの病院制度と日本の病院制度と、またこの報酬のあり方というものは違つておるわけであります。いま保険の診療報酬制度がいまのままではよろしいかということも私はさういふ点にある、かように思うのであります。病院は看護婦の待遇をよくしたいと、公市立はそれぞれ規則できめられておりますが、私立病院は自由に幾らでも高い給料を払い得るわけなんです、制度といたしましては、しかしながら診療報酬というものがきめられておるというふうなことから、自然にそこにしわ寄せがくるというふうなことであつては相ならない、かようにも思うわけであります。関係するところはきわめて広いと思つております。今日診療報酬の問題は中協協で審議をしておりますが、そういう観点からも審議をしてもいいと思つておるわけでございませぬ。そういうことから始めて、そうしてとにかく先ほどおっしゃいます潜在看護婦をさらに顕在化するという点につきましても最善の案を考えて、そうして私は、自信のある案ができましたら、閣議の席においても十分な説明と努力をいたして、今日のこつた危機に備へたい、かように思ひます。

○藤原道子君 今日まで潜在看護婦の講習その他に対して、どの程度の予算を出しておいでですか。

○政府委員(松尾正雄君) 四十四年度で約二百八十萬、それから四十三年度が百九十五萬でございます。

○藤原道子君 四十二年が二百七十萬、四十三年が百九十五萬ですか、減つておるんですね。

○政府委員(松尾正雄君) 私、あるいは言い間違えたかもしれませんが、四十三年が百九十五萬で

でございます。四十四年は正確には二百七十八万七千でございます。

○藤原道子君 アメリカのように予算、金のある国と違っているというような大臣のおことばでございます。また、これは話になりませんね。一体医務局長あるいは大臣は、看護婦不足を真剣に考えているんですか、もし真剣に考えているとすれば、潜在看護力を掘り起こす、掘り起こすと言いつつ、二百万や三百万足らずのお金でできるんじゃないのか。今後はどういってお考えですか、お伺いいたします。

○政府委員(松尾正雄君) 先ほど申し上げましたように、そのやり方、方法におきましても、また、そういうことによつて把握できる講習会等の人員にいたしましたも、これは私も反省をしなければならぬような実績であると率直に申し上げたはすでございます。したがって、その原因というものは、この四十二、四十三と実施いたしましたその経験を生かしまして、できるだけ多くの人が受講できるように方法に組みかえたい、こう申し上げたわけでありませう。具体的にはこれから予算の問題として詰めてまいりますけれども、小さな単位、小さな地域で小まめにやっていると、容易に実現ができませんというふうにお考えしております。

○国務大臣(斎藤昇君) 潜在看護婦の顕在化の問題は、いままでも政府の予算は少ないとおっしゃいますが、それは少ないと思ひます。しかしながら、私は実際問題として、やはり看護婦といふ職場に魅力があることではなければ、幾ら金を注いでも、そしていままほかの仕事についている人に休業手当を出して再教育をするからと申しまして、つとめ先に魅力がなければ応じてこないというのには当然だと思ひます。私が、アメリカは金があると申しましたのは、たとえば人がないと思へば、とにかく病院はうんと看護婦の給料を上げる、そして病院の診療費も上げるといふことのできるような制度になっておりますか

ら、金持ちは幾らでも、どんな高くても病院へ入ってくるというふうなことから、そこらの組織も進みからと私は申し上げたわけでございます。

先般も、看護婦の二・八問題で争議をやつてるところもありましたし、私は福岡に行つたときにも、そういった看護婦さんの団体の方にお目にかかりました。県に対して、県立病院の看護婦を三カ年以内でだけ増せ、毎年どうだこれだけ増してくれという要求もしておられます。私は、それじゃ県が金を出したら、あなたたちも看護婦をやめてくれる人に連絡をとつて、そうしてみんな働いてもらうために、出てきてもらうだけあればいいと思ひますかと、私自身が聞いたわけなんです。幾ら金を出しても、なり手がなければしょうがないんじゃないでしょうか。しかし潜在看護婦さんが相当であると聞いている。あなたらの知つている人たちにも相当仲間があるだろう、そういう人があるだろう、それらの人を呼び戻せますかと言ひましたら、呼び戻せる自信があると、みな異口同音に言われたわけでありませう。そうしますと、政府が潜在看護婦を顕在化するためにいろいろと言ひまは、私立病院でも看護婦を雇えるだけの原資があり、そうして募集広告をする、あるいはまた現在の看護婦なり、いままでもいた看護婦をたどつてやるというのであれば、処遇がよく、その職場がいいなら掘り起こすことができるんじゃないか、日本の現状では、そうではなからうかという気がするわけでありませう。したがつて、まず第一の処遇の改善が何よりも退職者を少なくし、潜在看護婦を呼び戻してくるのに必要なあれではないだろうか。それなしに幾ら政府で金をたたいたところで潜在看護婦を呼び戻せない、かように思ひます。したがつて、政府の潜在看護婦に対する施策の金も、まあ昨年はこの程度であつたと、ことしはこの程度であらう、それを再教育をするための費用といふわけであつて、政府の呼びかへに必要とされる人が多くて、再教育をするための金もつと要するといふのであれば、これは幾

らでもそんな程度のもは私は出し得ると、根本はそこにあると、かように考えます。そこで先ほど申しましたように、診療報酬制度の問題なり、それから国立病院、公立病院等における給与改善の問題、これを人事院にもよくお話を申し上げて、そうして魅力のあるような職場にしてまいりたい。民間の病院における看護婦と、それから国立病院、公立病院における看護婦との給与差をもつてそれでベースアップをするということでは、民間自身が他の職場に比べて非常に低いのでありますから、一般の公務員の場合の、民間の会社等における職員の給与ベースとの開きを公務員に積み重ねるといふことを、看護婦というその職種だけにおいて民間と比べてやられるということでは足りないであらう。その点は人事院と特に御相談を申し上げたい、かように思ひつておるわけでありませう。

○藤原道子君 まさに大臣の言うとおりなんです。魅力のある職場でなければ、幾ら再教育をしても職場へ帰つてこない、そのとおりでございます。したがつて、看護婦の待遇の問題が出てくるわけでございます。

そこで二・八制の問題は、人事院は当面ということばで出されて、私たちは夜勤は六日以内が妥当であるところを考へております。それから四人に一人の問題でも、患者四人に対して看護婦一人あれば基準看護といふことで、付き添いがなくても見てあげましょう、こういうことになつておりますが、四人に一人をやつておるところはそれはひどいものでございませう。慶応病院は二・六だか七に対して一人いるんです。それでも夜勤が平均して十日以上になつておるわけなんです。今日四人に一人といふ考え方は過去のものでございませう。だからこのあり方を、四人に一人あれば基準看護だといふ考え方はこの際取り消してしまつて、目標額だ、目標の計数だといふことを、それならば目標を——この前も二・五人に一人が妥当だといふことを言つておられるのです。衆議院の答弁で、私は、二対一が妥当である、そうなければ

看護婦もいまのような過重にはなりません。夜勤もそれこそ六日以内におさまると思ひます。これらについては大臣はどうお考えでございませうか。看護婦は四対一で基準看護、それが付き添いをつけなければめし食えない、こういう状態に放置されて事足りれば、看護婦は定着いたしません。

○国務大臣(斎藤昇君) 四人に一人の基準看護といふのは、いろいろと何といひますか、問題というか、起こしておるようでございます。この問題は保険の診療費とも関係を持つ問題のようでございますが、四人に一人ですそれでいいという考え方は是正をしなければならぬと思つておられます。したがつて四対一といふあの考え方をいま再検討をするように私は言つておるわけでありませう。

○藤原道子君 この前も再検討と言つたのです。ほんとうに考へておられるんですか。四人に一人では、いまの激務からは解放されませう。これは魅力ある職場にするといふことはほど遠いこととございまして、大体のめどはどのようになつておるわけですか。

○政府委員(松尾正雄君) 大臣からもそういうふうな御指示をいただいております。けれども、ただいま当面私どもが看護婦の需給計画の練り直しというに際していろいろ作業を進めております段階においては、これは四人に一人といふものを基準にして計算をしていられるものではございませう。決して四人に一人ですべての需給関係をはよく、こういうことではございませう。先般も申し上げたかと存じますけれども、一つの看護単位にどれだけの看護婦のやるべき業務量があるのか、その量はどれくらいの人でもって処理をしなければならぬのか、またそれが同時に勤務体制といつても構いません。その目標が実現できるような、そういうために一人何人の人間がなければならぬか、こういうことを積み上げていまして全体の数を出したい、こういう作業をやつておるわけでございます。したがつて

て、四人に一人を金科玉条としてすべてのペースにおいて計算をしているというのではない。したがって、これをどういうふうに変更するかは、そういうものができ上がった時にはこれが実際上世の中にあるいろいろな判断の基準あるいは金の支払いの基準として施行されるわけでありまして、それはそのときどきの情勢、供給計画というふうなものにとらみ合わせて弾力的に改正をすべきものではないだろうか、こういうふうにご意見を伺わせておきます。

○藤原道子君 それはおかしいのですよ。四対一であれば基準看護の病院として認められるんでしょ。それで二百十円出すんですね。ところが、四対一でやっているところでもうほとんど付き添いをつけている。あなただつてこの間、二対三くらいになっているんじゃないですかと言ったじゃないですか。あまりにも聞き過ぎて、目標をそのままにしておいたんじゃないですか。それで点数の問題があるとか何とかおっしゃるけれども、低医療政策で押しまくろうとする政府に責任がある。国費を導入すべきですよ。この際、どうしてもこの四対一というのを是正してもらわなければ魅力ある職場にはなりません。いつごろできますか、その目標は。

○政府委員(松尾正雄君) 本来、看護というものの人員が何人必要かということ、これは専門家のことばをお借りしますと、まさに数量的にあらわせないような、患者の病状に適した職員数が必要でございますということを専門の方々はおっしゃるわけでございます。そういうことは教に直しまして、それぞれの病院の患者の構成等によって弾力的にやはりあるのが当然であろうと私も考えております。ただ、四対一のようなしやくし定木のような形が、標準とはいいながらも、とられておりますけれども、特にそれが基準看護というように形で社会保険の支払いのほうに及んでおられるわけでありまして、したがって、私どもがこれに執着しないという態度はすでに申し上げておりますけれども、たとえば幾らあればどうな

るのか、そういうことをいま基準といたしまして直ちに改正するということは、まわりの情勢がなお無理ではなからるか、極端に申し上げますと、いままでも看護婦が足りない、こういうペースの中には、いままでもおかつ不合理であると言われている四対一をもつても、なおかつ全国の病院では足りない、こういう実態にあるということでございますので、そういう供給力というものを見ながらこういうものは変えていくべきではなからうかと思っております。

○藤原道子君 それでは伺いたいのですが、どういうふうな供給計画ができて、それでやるのですか。
今度の看護婦争議でほとんど要求し、増員を約束して、増員を約束しているところでは四対一ではそれをオーバーすることになる。これはどういふふうな解釈されるのですか。公立病院でもみな三年以内に二・八が実現できるように努力をする、ことし何人、来年何人、再来年何人——大体三年です、約東が。もしこれがそのときにいってできなかったらそれこそえらい騒ぎになる。これはどう解釈したらよろしいのですか。四対一はあるのです。あるけれども、それでは月内に十日、十五日、ひどいところは十九日も夜勤をしておる。これを是正しなければならぬ。それに四対一ということ、まず目標だけだといつても、それをはつきりしてもらわなければ追いつかないじゃないですか、どうでしょうか。

○政府委員(松尾正雄君) 四対一というのは、これは医療法の問題と社会保険における基準看護の問題と二つがあるかと存じます。私、主として申し上げてまいりましたのは、医療法の四対一という標準の問題として先ほど来お答えしたつもりでございます。しかし四対一といつても、それをこえてはならないというものではございませんで、四対一びつたりおれば何もかもいいという考え方もございませんし、特に、御承知のとおり、小児科とかというところになれば、現在でも多数の看護婦さんを置いておる、集中配置してお

るといふふうな、一つの病棟を見てまいりましたも、必ずしも四・一以上置いていかぬものでないというところは実態があるわけでございます。ただ、いま御指摘のような情勢が出ておまして、今後この現在の社会保険の基準看護量、こういうものをはるかにオーバーして看護婦さんを持っておるといふようなことも実態として相当多く出てまいります。これは御指摘のとおりだと存じます。この点は社会保険のほうでも、それ以上の別の払い方を考えるかどうか、これは十分考えていただかなければならぬ問題であると思っております。

○藤原道子君 わかったようなわからないようなことですが、とにかくこの点は一日も早く明確に保険局とも話し合いで早く提示してください。いまのままですって二・八ができるはずがないのですから。
それから魅力ある職場にするためには、やはり働きよくしなければならぬ。それには職場にどうしても保育所が必要だと思ふ。保育所がないために看護婦さんたちは非常な苦勞をしておる。看護婦の寄宿舍で独身の若い人が交代で子供を見てあげるようなことをしているところもある。あるいはこっそりあき部屋で子供を寝かして勤務に就いている。こういうことで事故が起こったらどうするかということなんです。全国的に見まして、保育所のある病院はたつた一割くらい、しかもそれはほとんど労働組合なり、あるいは共済組合が共同してやっている。病院当局が金を出しているところはほとんどございません。それと、看護婦さんの看護技術というものは、やはり結婚してからのほうが人情の機微がわかっていいということはある方もわかつておると思ふ。優秀な看護力が、保育所がないために職場から抜けていく。最近の新聞でも、残念ながらこし一ぱいでやめなければなりません、一人のうちは何とかなりましたが、あとができたのじゃやれません。こういう記事が出ておるでしょう。これに対して長

時間保育はどうとかこうとか、理屈を並べていらつしやる。現実を無視したそういう考え方は困ると思ふますが、病院の保育所というものに対してどうお考えでございますか。現在たくさん民間でもあるいは国立でも自分たちの手でやっておりますが、月に七千円から一万円、ひどい人は一万五千円くらい保育にかかるといふわけです。これをどうしようとお考えですか。長時間保育は母を引き離すようなことになってあまり好ましくない、こういうことをいふもおっしゃる。地域に星の数ほど保育所があればよろしいのですが、地域には乳児保育というものがほとんどないのでございまして。こういう場合に、病院内に保育所をつくることによつて離職する人を食いとめることができる、こういうことに対してどうお考えでございますか。ことに東京都立の病院では、都のほうから二人の保母を補助するということでことしの四月からやっております。この問題はどのようにお考えでございますか。

○政府委員(松尾正雄君) 保育という問題につきましては、単に私の立場だけから申し上げて終わるといふことは妥当でないかも知れませんけれども、現在、既婚者、家庭を持たれた看護婦さんが非常に年々ふえてきておるといふことは実態でございます。従来にも増して、そういう保育機能を持つということが強い要求としてあつてきております。したがいまして、ただ児童福祉法で言うような保育所というふうな規模にこれを持っていくということになりますと、現在でも三十人以上というふうな規模になり、これは相当大きな病院をもつてしましてもなかなか容易ではないのではなからうかというふうな状況でございます。そうなりますと、児童福祉法以外の形で、保育所とは申し上げにくいかも知れませんが、保育機能とでも申しませうか、そういう保育施設というものをやはり考えていかざるを得ないということになりまして、この点私どもはむしろ現実をそういうものが困るといふ実態というものをむしろ

る直視したいというのが私どものほんとうの気持ちでございます。したがって、くふうは十分いたしまして、それぞれの病院の実態に応じてそういうものができやすいような誘導はいたしていきたいと思っております。ただ、長時間保育というふうな、看護婦さんの勤務の性質上、地域の本来の自分の自宅の近くに預けて、からだだけおいでになるのが子供にとっては一番幸福であらうかと思っておりますけれども、しかしそれも時間の関係でできない。それも看護婦という特殊な勤務条件のためである、こういうことになって、いわゆる長時間保育という問題が出てくるだろうと思っております。そういう意味でよくわかっておるつもりでございますけれども、長時間の乳児保育というふうなものがまさに保育という面から見まして、子供という立場から見ましてはたしていいかどうか、私どもも専門家の御意見もよく聞いて慎重にこれをはかりたいと思っております。しかしながら、そういう赤ちゃんを持って保育をしなければならぬという実態は現にあるわけでございませぬ。それは保育所だけで解決するべきものなのか、もう少し他に知恵の働かせ方はないのか、この点は十分ひとつ実態を見ながら前向きに検討を進めるべき問題だと思っております。

○藤原道子君 専門家の意見を聞いてなんとおっしゃるけれども、この問題はずいぶん長い間委員会でも論議してきておる。一体やる気があるのかないのか。私は、いわゆる基準に合った保育所を各施設でつくれないというのを申し上げておられません。けれども絶対に必要なんですよ。なければ働けない。無理をして病気で倒れる看護婦さんたちもあるという現実を踏まえまして、こういうことも必要ではないかと、現にやっているとどうもよくいっているのです。東京の通信病院、あそこでも、試験保育と当局は言っているそうですけれども、月に一万円くらいの補助が出ています。東京都でも二人の保育さんを配属する。漸次他のほうではそういうふうな実際上は迫られてやってくるのです。ですから、私は、厚生省がこの際こ

ういうことに踏み切ってはどうか、これを申し上げている。ことに東京の国立病院で今度新築ですか、改革ですか、それに際して保育所とかあるいは看護婦さんの住宅、こういうものもあわせつくりたいというふうなことを予定されたそうです。大蔵省でばつさり切られた、こういうことも伺っておりますが、看護婦さんが長時間の往復をする状態にあるとかあるいは寮生活、こういうものはもう時代おくれなんです。必要な人に必要なところで働いてもらうにはやはり働きたいという職場にするとか口ばかりで言ったって、具体的なものがあらわれなければ意味がないと思っております。いかがですか、もう一べん御意見を伺います。

○政府委員(松尾正雄君) 私も国立東一の保育所の問題で行ってまいって、実情も承知したつもりでございます。したがって、実情も承知したつもりでのみだけいえば、私どもはやはりいろいろな方法をあらうかと思っております。実質的にこれを積極的につくりやすくしていくということ、これは十分考えるべきことだと思っております。ただ、一般論的に一般の病院まで含めましたそういういわば保育体制とでも申しますか、そういうことになりますと、先ほど来申し上げたようなことになりあるであらうというふうな意味で申し上げたわけで、具体的な個々の問題としては私どもはやはり積極的にケース・バイ・ケースでやってまいりたいと思っております。

○藤原道子君 院内保育に対して若干でも国の責任でおやりにならうというお考えは大臣いかがでございますでしょうか、この際踏み切るべき段階だと私は思うのですが。

○国務大臣(斎藤昇君) これはおっしゃいますように非常に必要なことには違いないという気がするのですが、どういう方法でやるか、いろいろと具体策を研究してもらってあるのでありますが、まだこれならというところに至っておらぬわけでございます。藤原委員におかれましても、ひとつ具体策を一緒に考えていただきたいと思いますのであ

りませんが、たとえば国立病院について申し上げますならば、これはやはり何と申しますか、職員に対する一種の給与施設みたいなものではないかと思っております。したがって共済組合あたりで適当な共済組合施設としてやってもよろしいことではあるけれども、給与としてこれだけ出すというのに、さらに、何と申しますか、そういうものが看護婦のために要するといふものを大蔵省としてこれを切るというの、私はこれも一つの理屈だろうと思っております。そこでその理屈を克服するのにはどうやっていくか、看護婦の給与の中にあるいは子持ちの看護婦については幾らというふうな、そういう給与基準を人事院で出していたければこれはひとつうまくいくと思っております。子供を持っておる婦人に対する給与かというむずかしい問題に突き当たるわけでありませぬ。民間の病院であれば、金さえあればできるということではあります。これも先ほど申しますように、このごろやはり民間病院でもほとんど保険の収入でやっているようで、それで先ほどの四対一というお話もありましたが、私は検討を命じておると申します。これは診療報酬制度の中において改正する道しかない。そこで一べん考えないと四対一は解決しない、こう思っています。いわゆる保険の診療報酬制度の根本的な改革の中にそういう点を入れて考えてまいりたい、こう思っています。この公私立の保育所というふうなものをどしどし病院のところに持っていくということができるのかできないか。これは地域的ないろいろの問題があるわけでありませぬ。さしあたっては、何と申しますか、共済組合のようなところでやってもよろしい、それに何らかの助成ができるという道を考えていることではなからうかと思っております。そういうふうな点で、具体策につきましても、そういうふうな点でいろいろ考えながら、いま検討をしております。

○藤原道子君 問題は、生きた問題でございますから、しやくし定本では解決できない。私は、病院の施設として保育所があった方がいいと思っております。やり方はあると思っております。それを、やれ保険の点数がどうだこうだということを言われますと、それなら医療の根本的な対策はいつできるのですか。医療制度の根本的な対策をつくると言いついては何年になりますか、いつ、できるお見通しですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 医療制度全般にわたりますしては、まずもって保険制度の抜本的な考え方に着手をしなければならぬと思っております。しかしそれを並行的にやってもいられないならぬと思っております。これは二年以内にやるといふことはちょっとむずかしい。少なくとも四年、五年と日数をかけまさんと、今日の現状に適した医療制度を立て直すということは、そう簡単にここで約束するわけにはまいらない、かように考えます。

○藤原道子君 健保特例法のときにも、それをやらなければならぬが、間に合わないから暫定的にということだった。いまになって、まだ四年も五年も先だと言っていると、あなた方は国民の医療に熱意を持っているようにおっしゃるけれども、いつになったらそれができるか、まことに心もとない状態だと言わざるを得ませぬ。その間、幾ら養成しても、二部教育をしても、働けない状態にあれば看護婦の定着はないじゃないか。私はもう少しきょうはいいい答が聞かれると思つていた。需給計画は五月一ぱいにはできますと、はつきり松尾さんはこの前言っているんです。そうすると、今度は幾ら看護婦の養成をしても、魅力がなければだめだ、魅力を持たせるためにはこういうことが必要じゃないかということになると、それはむずかしい、これでは堂々めぐりでお話になりませぬ。きょう、私は、衆参の各委員会各委員が質問した当局の答弁をここに持ってきておきます。あまりにも私たちが当座の答弁の答弁で今日まで振り回されてきた。看護婦さん

らなければならぬが、間に合わないから暫定的にということだった。いまになって、まだ四年も五年も先だと言っていると、あなた方は国民の医療に熱意を持っているようにおっしゃるけれども、いつになったらそれができるか、まことに心もとない状態だと言わざるを得ませぬ。その間、幾ら養成しても、二部教育をしても、働けない状態にあれば看護婦の定着はないじゃないか。私はもう少しきょうはいいい答が聞かれると思つていた。需給計画は五月一ぱいにはできますと、はつきり松尾さんはこの前言っているんです。そうすると、今度は幾ら看護婦の養成をしても、魅力がなければだめだ、魅力を持たせるためにはこういうことが必要じゃないかということになると、それはむずかしい、これでは堂々めぐりでお話になりませぬ。きょう、私は、衆参の各委員会各委員が質問した当局の答弁をここに持ってきておきます。あまりにも私たちが当座の答弁の答弁で今日まで振り回されてきた。看護婦さん

たちにはまことに申しわけないという気持ちでいっぱいでございます。この医療の破壊さえ憂えられております今日、もう少し真剣に考えていただきたい。強く要望いたします。

そこで、そうした国の体制が、国立、公立のみならず、民間でも各所で争議が起こっております。

私は、この間、慶応病院へ行つてまいりました。あそこでは確かに二・七六くらいに看護婦の定員はなっておりますけれども、実際の面では夜勤闘争であのような騒ぎになったわけでありまして。そうすると、病院のほうではまず外来患者の診療を中止するとか、あるいは保険だけで入院をする病棟を閉鎖して、差額ベッドのところだけはやつて、それから救急施設も閉鎖する、こういうふうなやり方をしている。だから看護婦の不足ということが国民全体の健康に影響してくる。私は、この間慶応に行つてみて、しみじみ感じました。しかし差額でない病棟、これが閉鎖される。これはどういふように考えたらよろしいのでございませぬか。貧乏人はだめだ、金持ちだけの病院だということになるのではないのでしょうか。きょうは文部省からもお見えいただいているはずでございますけれども、実際にはそういうことが行なわれている。救急でかつき込まれてきて、きょうはだめだと、またほかを探しているうちに命を落とすという例も出てきております。大病院にはどういふ方法で指導しておいでになるのでございませぬか。文部省にお伺いしたい。

○説明員(吉田寿雄君) たいまおことばにありましたように、慶応大学の附属病院では差額ベッドだけを動かしているということ、あるいは救急の患者は断わっているというおことばでございましてけれども、私いま初めてそれをお聞きしたわけでございます。したがって、どういふ経緯でそういうようになったのか、時間をかしていただきまして調査させていただきたいと思っております。

○藤原道子君 それは文部省当局として怠慢だと思ふ。救急病棟とか、小児科とか、そういうところが閉鎖されておるといふことは、当時の新聞にも報道されて、必要とあれば私が持つております資料をお見せしてもよろしい。こういうことで非常に慶応は恨まれている。それで看護婦はということになると、あれだけけつばな病院で看護婦さんの定着率の平均年限が二年何カ月で、三年になつていない。いかに内部の運営が非民主的であるかということがわかると思う。生活保護の患者が参りましたら、きょうの入院は差額でないといつておられません、それでは差額は幾らですか、保証金二万円持つてきたか、持つておられません、家に取りに行く、それで来てみたら、その子供がもう重体になつていたといふような例もある。こういうことでは文部省の監督はいかがかと考えますけれども、どういふ指導がなされているか。あそこではほとんどが差額ですよ。一番差額の多いのは二万八千円ですか、一日に対して二万八千円。これでは入院できる患者さんはそうざらにはございませぬ。高度の技術を持った慶応病院、確かに技術は高度だと思つていただけます、一般大衆が入れないような病院では病院とは言えないと思つていただけます。いかがでございませぬか。

○説明員(吉田寿雄君) 慶応大学をはじめ、私立大学の附属病院で差額ベッドを相当とつておるといふことは、かねてから承知しておりますけれども、これがいいか悪いかということになりますと、やはり長い経緯がございまして、一がいにと、これは言えないのではないかと。特に文部省の立場として、それぞれの私立大学の財政事情がございまして、文部省でどういふ言ひべきものではないかというように私どもは従来考えているわけでございます。ただ、ただいまのお話にありましたように、救急患者が来られても、それを受け付けないといふようなことになりまして、これは相当社会的にも、あるいは人道上にも非常に大きな問題でございまして、その辺十分大学当局に聞きまして、私たちのほうとしても、できるだけ

けそういうことのないようにいろいろと助言をしたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○藤原道子君 きょうまで知らなかったと言えば、それだけで済むとお考えかと思つてますが、もし知らなかったとすれば、重ねて申し上げますが、怠慢でございませぬか。差額ベッドが全然ない病棟はございませぬけれども、二万八千円、少し豪華なホテルでも二万八千円というのはあまりないと思つておられます。もう少し御調査なさいまして、私立だから云々といふことになしに、私立であろうと公立であろうと、病院の持つ使命といふものに二つはないかと考える。看護婦の闘争で夜勤看護婦が足りなくなつたので、それでいろいろ閉鎖いたしました。そこを調べましたら、全部差額なしの病棟でございませぬ。これも、私はいそは申し上げておられますので、お調べをいただいで、今後はいそはるべき指導をしていただかなかい困る。看護婦の待遇の問題もある。二万八千円取りながら、看護婦の待遇はあんまりよくない。こういうことはきょうは時間の関係であまり詳しくは申し上げませぬけれども、御調査をいただいで、今後の対策等についてもまた日をあらためてお伺いしたいと思つておられます。

○説明員(吉田寿雄君) 東京大学につきましても、すでに御承知のことと思つておられますけれども、一応医学部のほうも授業を再開したというわけでございます。ただ、しかし、学生の出席率、その他につきましても、各学科によりまして、いろいろと格差はございませぬ。付属病院でございませぬけれども、付属病院は現在は一応全診療科とも平常どおり運営は行なつておりますけれども、実際の患者数についてみますと、外来患者数も、入院患者数も、いわゆる紛争がなかつた時期と比較しますと、大体正常時の七割程度になつておられるわけでございます。

○藤原道子君 入院患者について申し上げますと、ベッド数は実在のベッド数でございませぬけれども、ただいま千床足らず、正確に申し上げますと、九百七十四床でございませぬけれども、実際に入院しておられる患者の数は、昨日、六月九日現在で六百二十六名、こういう状況でございまして、約七割程度に減つておられるわけでございます。これは主としてやはり無給医局員等の中で、医局の問題等につきましてもいろいろと、いわば何と申しますか、その改革をめぐりまして、ごたごた等がございませぬ。そういうふうな関係で、一部の診療科では、無給医局員の方々が診療を拒否されているといふような実態もございまして、こういうふうな状態になつておられるといふふうにも見えているわけでございます。

○藤原道子君 大蔵省みえておられます。お聞きのとおり、公立と言わず、私立と言わず、病院の実態は以上のような実態でございませぬ。看護婦の不足はもう十分御認識であらうかと考えます。ところが、今日看護婦の養成に対して、国立のほうは別といたしまして、ほとんどが療養費の中から養成がなされておるんであります。これは、私がたびたび申し上げますように、学校教育法に基づきました看護学校に短大だとか、大学だとか、こういうふうにして統一をして国がもつと予算を出すべきだと考えますが、いかがでございませぬか。

○説明員(辻一君) 看護婦対策につきましても、従来からお尋ねのたびにお答え申し上げておるところでございませぬけれども、養成施設の整備あるいは修学資金の国庫補助というものを通じて、確保対策の充実につとめてきたところでございませぬ。それから国立の病院、療養所等におきまして、直接国が養成所を運営しているわけでございますが、その経費は全額一般会計の負担でございまして、お尋ねの通りでございます。一般会計から国立病院の特別会計に繰り入れをいたして、税金の負担でいたしておられます。

○藤原道子君 奨学資金を出しておるとお

しやるけれども、ことしの予算では、厚生省が一人五千元を要求いたしているのをばつさり切つて三千元、人数も要求をはるかに下回っている。これで国が費用を出していると言えるでしょうか。この点が問題だと思ふんです。こうした国民一般の健康を保持する上において欠くことのできない看護婦が今日多量に不足している。幾ら大蔵省がきんちやくのひもを締めようとしても、若い娘が一カ月に十四日も十五日も夜勤をしなきゃならない、だから職場を離れる。これに対する増員計画、これも切られ、奨学金も切られる。こういうことでどうしていつの日にも看護婦の充足ができるでございませうか。これは先ほど申し上げましたように、潜在看護力を掘り起こすだけでも二百五万ドルという金を出して、大統領がアッピールして、これに協力して、さらに看護協会にまで呼びかけてこの養成に努力しておられるという国もある。日本では、わずかに二十八万からある潜在看護婦の確保のために二百七十八万円、こんな金でどうして看護婦が充足できますか。大蔵省に、今度は厚生省もよほど肝を据えて要求されるだろうと私は期待いたしております。それに対してやはり相変わらずいまのような態度でお進みになるのでしょうか。看護婦が足りないのはひとり看護婦だけの問題ではありません。一般国民の問題、いま慶応病院のことも申し上げましたけれども、足りなくなつたら保険の患者がまず第一に締め出されるのです。これで一体よろしいのでございませうか。政府の低医療政策も、もうこの辺で改めてかかるべきだと思ひますが、大蔵省の御意見を伺いたい。

○説明員(辻敏一君) たいま御指摘のございましては、看護婦の確保にございましては、四十二年度につきましては、先ほど医務局長がお答え申し上げましたように、この経費を増額したわけでありまして、私どもとしては、実績等を十分勘案した結果、前年度の五割増し程度というところでこの金額をきめたのであります。

○藤原道子君 高校が千五百円だからこれを上回ることはできない、こうおっしゃいましたので、高校と国民の命を預かる看護婦の養成——看護婦が足りなくて病院を閉鎖したところがあるのです。看護婦が足りなくてせつかく新築しても開業できないところがあるのです。これと同額でなければいけないのでしょうか。おのずから私は次元が違ふと思ひます。いかがでしょうか。いまこの深刻な看護婦不足に対して、このごろ看護婦を一人養成するには年間十五万から二十万かかると言われておりますが、そこで養成してもみんなひもつきでできている。そうして、卒業すればそこに残る歩どまりが三割ないし四割あればいい状態である。こういうことで政府が看護婦養成のための金を出し惜しむ、その結果こういうことを招いているというところをお考えにならないですか。高等学校の奨学金と看護婦養成の奨学金が同額でなければならぬというところは納得できないが、もう一度御答弁いただきたい。

○説明員(辻敏一君) 看護婦の場合には、中学を卒業して入りますから、看護婦の場合には、高校を卒業して入りますから、そういう単価といたしましては、中学卒の看護婦の場合には、高校生の育英資金の単価、看護婦の場合には高校を卒業した大学生の育英資金の単価とのバランスをとるのが適切ではないか、かような考え方でございませう。

○横山フク君 関連。ちょっと大蔵省に伺いたいのですけれども、お医者さんの場合の奨学金と、医学生の場合でも奨学金と、金出るんでしょ。保健所の医師でございませうか、防衛庁の医官でございませうか、そういう特殊な場合には奨学金の制度がございませうか。

○横山フク君 一般の医者にない——大学生としての一般例としてあるんじゃないですか。ない、大学生として。じゃ一般はなくて、保健所のだけあるんですね。これは保健所の医者対策としてあるんでしょ。保健所の医者対策として、普通の基準は、あれ幾らくらいの基準になっていましたか。月に一万八千円かなんかですね。普通の一般大学の奨学金やなんかよりはるかに上回っている形になっていと思う。大学生にもあるでしょう、普通の大学にも。一般大学生には奨学金と、普通は大学にない。——ありますか。

○説明員(吉田寿雄君) 特に医学部の学生という、そういうことではありませんが、一般の大学の学生ということで育英奨学金はもちろんだございませう。

○横山フク君 幾らあるんです、月額。これはいまお話のあった三千元ということですが、いま私たちが所管でございませんで、はっきりしておりませんが、自宅から通学している者あるいは下宿通学というふうないろいろな区別がございませう。

○説明員(吉田寿雄君) 日本育英会からの育英奨学金でございませうけれども、一般の場合には、先ほど御答弁のございましたように、三千元ということですが、特別の場合には五千元という種類のもの、それから八千円という種類のものがございます。

○横山フク君 一般の大学の場合には三千元、五千元、八千円、とにかくそういった奨学金があるわけですね。ところが、保健所で医者が足りないからというので特別に一万八千円という奨学金を出せるのです。それなら、看護婦の場合にも、看護婦が足りないんだから、高等学校になぞらつた千五百円という形ではなくて、特別な額というものを出した方がいいんじゃないですか。保健所の場合には一般大学よりもわりあい多く出せるけれども、看護婦の場合にはそれは出せない、一般の高等学校にならう、あるいは大学にならう、そういうのはちょっとおかしんじゃないですか。保健所の医者が足りないからその特別な形です。保健所の医者になるという形において出しているんです。それなら、看護婦が足りないんだから特別の形で、普通の高等学校は、千五百円だけれども、准看の場合には三千元あるいは正看の場合には六千円とか出した方がいいわけでしょう。どうして保健所の医者の場合には一万八千円ということをお認めおきながら、看護婦の場合にはそれは認めない、一般の奨学金と合わせなきゃならぬという理屈はどこにあるんでしょ。

○委員(吉田忠三郎君) だれが答弁しますかね。答弁はだれがしますか。

○横山フク君 辻主計官にお願いしたい。

○説明員(辻敏一君) お医者さんの場合は、先ほど文部省からお答え申し上げましたように、一般的には三千元でございませう。大学の場合三千元でございまして、そのほかに特別貸与としまして五千元というふうなものがございますのは、特別に成績が優秀である場合、そういう場合に限り特別貸与という制度があるように承知いたしております。それから保健所の場合には、月に六千円ということになっておりますが、これは御承知のようになり、きわめて特殊な職場でございませうので、そういう点を考えまして特に六千円というふうなようにいたしておる、かように承知いたしております。

○横山フク君 特殊な職場だから——保健所の医者が足りないからですよ。それで保健所の医者対策としてそれがプラスアルファとして出されてきたと思ひます。そういう道がすでに医者の場合

にはできてゐるのに、こんなに看護婦が足りないといつてゐるのに、なお奨学金の場合には一般の高等学校と同じでございますという形がいま通用できると思へないんですね。それが何がしかで、それを倍にしろとか、五千円にしろとか、一万円にしろとか言うんじゃない。保健所のほうは特別でありましてから出しました、看護婦の場合には、足りなくても高等学校と同じように千五百円にいたします、これでは平仄が合わぬと思う。やはりそこら辺は考えて、いま看護婦対策というのは非常な問題になつてゐるのですから、大蔵省もあまりがんなことを言わぬで、流動するものがあると思う。今度、来年度には少しそれくらいのことと考えてほしいと思ひます。

○委員長(吉田忠三郎君) 大蔵省の主旨、いまのことについて。

○説明員(辻敬一君) 保健所の場合には、本来のお医者さまの仕事でございます診療という場をやや離れまして、いわば行政官として勤務していただくというような、かなり特殊な事情があるうかと思ひますが、なお、この点につきましては、他の諸制度等も、いろいろ検討いたしまして、今後とも検討いたしてまいりたいと思ひます。

○横山フク君 そのが大蔵省側のがんごなところだといふのです。諸制度と関連しながら、関連しながらといつても、看護婦の足りないことは緊急なことですよ。それをほかのところと関連しながらやります、保健所は特殊でございます、行政官の仕事はしませんからと言つたつて、ほかの行政官でもってそんな特別貸与金を出してゐるところありませんよ。保健所の医者だけですよ。それを保健所の医者は医者のほかに行政的な仕事をしますと言つても理屈にならぬと思ひます。すなわち来年度考えますと言へないから、そういう理屈をおとりになりますなら別でございますけれども、どつちにしても来年度はそれを考えていただくといふことを確認したいと思ひます。

○中沢伊登子君 関連。いまの奨学金の問題ですが、看護婦に月三千円の奨学金を出します

ね、勉強している間三千円ずつ三年間奨学金が出るわけですね。今度それが卒業しまして正看になった場合には、自分が学んだ、たとえば兵庫卒業してから三年間で奨学金を三千円ずついただいたら、卒業してから三年間でそれを返さなくちゃいけないでしょう。それなんか、非常にきびしい追跡調査をして、三年間同じ兵庫県で看護婦になつていなければいけない、こういうような制度になつてゐるようには私は承つておりますけれども、そうですか。

○政府委員(松尾正雄君) ただいまの奨学金の制度は、補助金といたしまして都道府県にこちらが出しておるものでございます。補助率二分の一で出しておるものでございます。したがつて、都道府県がその奨学金制度をつくる、こういうたてまえになつております。したがつて、その都道府県の条例によつてそれぞれきめるわけでありまして、一般的には、たゞいま御指摘のように、普通の貸与の場合と同じように、三年間貸した場合にはその県内で三年間おれば免除する。それから二年間貸した場合は、二年間は一応その県内で働いてもらいたい。こういう条件をつけて貸しておるようでございます。

○中沢伊登子君 そうすると、先ほどから横山先生や、藤原先生が言つていらつしやるのはみなそのことですか。全部大蔵省が都道府県に貸し付けているんですか。補助金として出してやつてゐるわけですか。

○政府委員(松尾正雄君) 補助金として都道府県に出してゐるわけでございます。

○中沢伊登子君 そうしますと、高等学校の生徒や、大学生に奨学金を出しておりますね、それは返済は大体二十年ぐらひじゃないんですか。

○説明員(辻敬一君) 育英資金の場合、私、直接の担当ではございませんが、償還期限につきましては、貸与期間終了後六カ月を経た後二十年以内というふうになつてゐると思ひます。

いたら免除するわけですね。しかし、女の人のことですからね、ひよつとして結婚して兵庫県から大阪府に変わらぬものでもない。そういう場合はどうなるんですか。

○政府委員(松尾正雄君) いま御指摘のように、都道府県単位でやつておりますために、ほかの県に移つた場合には返して行く、こういうシステムになつております。

○中沢伊登子君 そこで、これだけ看護婦さんが足りない足りないと言つておられるが、看護婦さんに対してはそういう方式しかとれないわけですね。そうすると、わずかに三千円——その制度がいつできたのか知りませんが、その制度のできた年月日を覚えてはしませんが、まあ、いまの時代に三千円借りて、そして三年間なら三年間同じ勤務地にいなきやいけないという、しかもその追跡調査が相当きびしいという、しかも承つてゐるわけですね。そうすると、それまで借りて看護婦になるかというふうな、そんな情熱をわかせる人はないと思ふんですね。私、その辺がやっぱり少しおかしんじゃないか。もう少し流動性を持つて、もう少し頭をやわらかくして——これだけ看護婦さんが足りないと言つてゐる。もう私が当選してから四年、私は初めから看護婦問題は足りない足りないといふことで何べんも聞かされておりますし、私自身も何べんも質問しておりますが、そういう中で、看護婦に対してはそういうきびしいやり方では、看護婦さんが足りないのはあたりまえだと思ひますね。もつともつと、何といひますか、頭をやわらかくして、ほんとうに看護婦さんを養成する、それくらい熱情を、大蔵省も、そして厚生省ももつと強くなつてやるべきだと思ひますが、一体いつできたんですか、それは。

○政府委員(松尾正雄君) 看護婦の問題は全国的な資格で通用し、かつ、そういう要望も全国的に強い状態でございますので、たゞいま御指摘のようないふ点については、十分私も検討したいと思ひます。ただ、別のところで本日御指摘もあつたのでございますけれども、せっかく苦心をして養成したけれども、その県内からほかへ全部出てしまふんだ、せっかく養成したのにどういふことなんだというおしかりもまた別の反面ございまして。したがつて、この奨学金制度ができました一面には、養成した看護婦さんが直ちにほかに行つてしまふということによる偏在を多少とも防止したいという気持ちで、三十七年にこの制度ができた当初には、あつたように聞いております。

○藤原道子君 大蔵省の答弁は、いま横山委員が言われたとおり、看護婦の不足という、看護婦の持つ重要な使命ということに対する御理解が欠けてゐると思ふのです。厚生省はいろいろ案を立てておられるけれども、あなたのほうから石頭では、この実現はまたまた延び延びになる危険性がございまして。私は、この際ぜひとも特殊性ということ、看護婦がいなくために医療が破壊されるんじゃないか、お医者さんたちもそういうことを懸念されております。こういう段階に来て、なお高校だから幾ら、大学だから幾ら、だからそれと並行しなければだめだといふような考え方はぜひ正してもらつて、ほんとうに日本の医療を考えるならば、看護婦対策、需給対策に対して協力的な態度をとつていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。いま言つたように、保健所の医者は別だ、それで看護婦は別じゃない、それじゃ看護婦の使命はもつと低いものだと思ひになつてゐるかどうか。お聞かせを願ひたいと思ひます。

○説明員(辻敬一君) 先ほど保健所の医師の問題につきまして申し上げたのは、まあいわばお医者さまの本来の仕事でございます診療というものが多少離れまして、公衆衛生という特殊な分野に行かれる場合の、そういう特別なケースであるといふことを申し上げたわけでございますが、先ほど来御指摘のありました点につきましては、厚生省とも十分に相談してまいりたいと思つております。

す。
○藤原道子君 厚生省に申し上げます。厚生省と相談して善処するというんですからよほどしっかりと交渉してもらわなければならぬかと思つたし、私は考えます。大臣が職を賭しても看護婦の充足のために努力する、その御決意があるかどうかを承りたいと思つます。

○國務大臣(斎藤昇君) 全くその決意でございます。したがういまして、大蔵省にも十分納得のしつてもらえるような、そういう考え方をはつきり打ち立てる責任が厚生省にあると、かように考えております。

○藤原道子君 私は時間もたいぶ経過いたしましたので、したがういまして、もう質問はやめなければなりませんけれども、とにかくどうもきょうの答弁を聞いて、まだまだ看護婦の充足に對しての危機感というものが政府には欠けておるようによいと思つます。

そこで人事院にお伺いいたします。夜勤の問題についてひとつ規則化してはどうかということ、これは衆議院で山本政弘議員から質問されておる。それについては、一度上司とよく相談して検討してみたいという御答弁が三月の二十日になされておる。それで上司と御相談になった結果はどうなつたか、それから現状をどう考えておられるか、それからまた改善のために今後のような指導をなさるおつもりか、この点について人事院のお考えを承りたいと思つます。

○政府委員(島田雄君) たいま御指摘のような答弁を確かに私はしたわけでございます。この看護婦問題につきましては、藤原委員もよく御存じのような判定を出した立場上、それなりの責任は十分あるわけでございます。いろいろな委員等々で看護婦問題の質疑が行なわれました。その内容については逐一上のほうに報告しているわけでございます。月八日というふうな問題についても、強い規制をしたらどうかという御質問も確かにあつたわけでございます。そのことにつきまして

人事院会議のほうに一応報告いたしました。しかしながら、人事院といつたしましては、この規則をつくることによつて、直ちにそれが実現可能であればともかく、現状は非常に人事院判定の線から見ますと、かなり遠いものがある。したがういまして、そのような実現不可能なことを内容とするような人事院規則はかりにつくつてみても、それはいわば空文化してかえつて人事院規則の權威というものを失墜するような結果にもなるので、これは人事院規則をもつてどうしようすべきような問題ではなく、やはりその看護婦の人員の充足とか、あるいはそれに付帯するいろいろの勤務条件を改善するとか、そういうものを待つて初めてこの問題は解決するものであるというふうな結論が出ましたので、人事院規則をもつて規制するということは、これは人事院としては現在の段階ではすべきでない、このように考えたわけでございます。

それから現状をどう思つておるかということ、これは、もう申すまでもなく、なかなか深刻な問題があるというところでございまして、厚生省当局からいろいろその現状について報告をいただいております。現行の人事院判定の線というものが早急にはなかなか実現できないというふうな、私どもは判断しているわけでございます。しかしながら、このような人事院判定を出したわけとしましては、当然この判定の内容が一日も早く実現されることを望んでおります。またそれがそのようになること、私どもはつとめなければならぬ義務を持つておるわけでございます。この問題につきまして、今後どうしたらいいかという御質問でございますが、私どもとしましては、厚生省なり、文部省等と緊密な連絡をとりまして、この事態について私どもみずから調査いたしますとともに、その解決についてどういふふうな方針をたつていきたいと思います。このように考えている次第でございます。

○藤原道子君 どうも実現不可能な規則は云々と

言われるが、納得がいかない。大蔵省といわず、人事院といわず、看護婦問題がそれほど危機的な問題と認識していらつしやらないように思う。これは上司ともさらさらにあつた御相談願ひます。ほんとうに看護婦にふさわしい待遇、労働条件、さらには今度自民党さんでも小委員会でも論議されたそうですが、号俸の改正等についても、ぜひとも真剣に取組んでいただきまして、魅力ある職場、国民が安心して医療を受けられる体制をぜひ早急につくり、指導に当たつてほしい。時間がございませぬので、もうこの程度にいたします。

そこで、厚生省に申し上げたいのですが、容易でないということ、それから潜在看護力の掘り起こしについても、もう少し対策があるかと思つたのでございまして。これらについても十分検討していただきたい。結局日本の医療がいま病んでおるといふことは、新聞で使われておりますけれども、まさにそのとおりだと思つております。私は、結局利潤の追求のみききりききりとしておるいまの社会情勢、看護婦は幾らふやしても点数にならない、こういうふうなことも起こしてきてくるんじゃないか、どうか金や、技術のテクニクにおぼれることなく、人間の生命を守るのだ、このとうとい職務についておられる看護婦さんたち、その養成、その待遇に特段のひとつ熱意をもつて解決に当たつていただきたいことを強く要望いたします。

さらに大蔵省でもぜひお考えを改めていただきます。厚生省の要求がこの前もはっきり切られております。ふえました、ふえましたと言つておられたのですか。百九十五万円から二百七十八万円、これだけふえただけで事足りるというふうな、胸を張つての御答弁は納得がまいりません。諸外国でも看護婦問題については非常に力を入れてその充足に努力されております。国を金を出さな、そしてふとどこ手何とかしると号令かけたつて動くものではございませぬ。どうかその点もぜひお考えをいただきたい。

厚生大臣に、最後にひとつ法人立あるいは私立等の養成所に対しても、やはり国の補助であるとか、何らかの方法をとられて、企業内の養成所ですか、こういうところは育てても育てても歩どまりが三割くらい、四割いけばいいほうだ、これでは幾ら号令かけてもこのワタをふやすはずはないのでございまして、その点もお考えをいただきたい、このことを強く要望いたします。

○國務大臣(斎藤昇君) たびたび看護婦問題につきましてには真剣な御意見を各委員から伺ひまして、ことに、藤原委員からは格別御意見を伺つておるわけでありまして。いつも検討中だと、先ほどもおことばがございましたが、検討を重ねまして、最後にこれならという結論を出しますのは予算の要求、予算の編成のときでございます。それまでは十分検討をさしていただいて、いよいよ確信を得たというものを提出してまいりたい、かように考えますので、途中でいろいろこういふし、まああいたしと申しましたも、結局問題は、お金の問題、予算の問題になるわけでありまして、したがういまして、予算の編成までには確固たるものをつくり上げて、そして皆さんにさらに御協力をいただきたいと、かように思つてございまして。

○藤原道子君 いつごろまでに……
○國務大臣(斎藤昇君) 本年度の予算の編成でございますから、おのずから時期がきまるわけでございます。
○委員長(吉田三郎君) 看護婦の充足に関する件についての質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。
○委員長(吉田三郎君) 大橋和孝君から発言を求められておりますので、これを許します。大橋君。
○大橋和孝君 本委員会において、ただいまのよ

りに看護婦の増員、夜勤をめぐるいろいろな問題につきまして、すでに多くの委員からあらゆる側面から発言がありまして、政府の答弁もまた種々行なわれてきたことではあります。それらの討議を通じて明らかになりました基本的な問題点といたしましては、一つは、やっぱり日本の医療、なかなか看護婦の現状はまさに重大な危機的な状態に直面しておるといふことではあります。また、早急に技術的な対策を確立することがきわめて重要である、こういうようなことではあります。第二には養成数、養成所の数の増加、未就業者の就業対策、職場保育所の設置、職場環境の改善等とともに、大幅な増員がきわめて緊急に必要であるといふことが指摘されております。また三つには、育児をはじめとする家庭生活とこの看護婦業の両立を保障するために、現状のこの無制限的な夜勤を法律、規則によって一定の規制を行なうことがあわせて必要であるといふこと、このようなことなどが基本的な諸点として指摘されておるのであります。これらの問題点につきましては、党派を越えて緊急に努力し合わなければならぬことではあります。当面的には、昭和四十年五月に看護婦夜勤の制限のために出されましたこの人事院の判定、すなわち夜勤の月八日実現、一人夜勤の計画的な解消、産後夜勤の免除、あるいはまた休憩時間を明示する等の緊急な実現、労働条件の改善のために、政府にこの実行の努力を強く要望したいといふこと、こういうふうな思っておるわけではあります。

そこで、本委員会といたしましては、次の委員会決議を行ないたいと思っております。案文を読み上げますので、どうか各委員の御賛同をお願いいたします。

看護職員不足対策に関する決議(案)

近年、医療技術の進歩とともに、医療の需要は急増し、医療機関における治療件数、治療日数等も増加の一途をたどっている。

これに対して、医療従事者特に看護職員の不足は憂慮すべき状態にあり、養成機関の充実とあわせて待遇、その他労働諸条件の改善をはかり、看護婦等の必要数の確保につとめなければならない。

このため

(1) 政府及び関係機関は看護職員の確保のため、その養成機関の拡充整備をはかること。

(2) 看護職員の夜間勤務について必要な改善を行うこと。

(3) 看護職員の夜勤についての昭和四十年五月二十四日の「人事院判定」の速やかな実行をはかること。

(4) 政府及び関係機関は、看護業務と労働諸条件を考慮し、その改善をはかること。

(5) 以上のことについては、両三年を目途としてその改善をはかること。

右決議する。

これでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(吉田忠三郎君) 別に御発言もなければ、大橋和孝君提出の決議案の採決を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉田忠三郎君) 御異議ないものと認め、それでは本決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉田忠三郎君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤厚君) ただいま御場一致をもって、かような決議をいただきましたことは、厚生省といたしまして、むしろふだんの勉強の足りなかつたという反省をいたさざるを得ないわけでございます。

たびたび申し上げておりますように、厚生省といたしまして、この問題は、まことに緊急にして大事な問題だと考えておりますので、この決議

の御趣旨を最大限度実現をいたすよう努力をいたしたいと、かように存じます。

たいへん決議に対して感謝を申し上げます。

○委員長(吉田忠三郎君) なお引き続き、米ぬか油中毒事件に関する質疑を行ないたい。

○小野明君 時間ももうないようですから、ひとつ簡潔に御答弁をいただきたいと思っております。

五月三十一日でありましたか、カネミ油の工場の営業が再開をされておるのであります。私も、従来の経過から、この営業再開についてはいささかの疑問なしとしないのであります。厚生省として、新聞によりますと、これに賛成の意を表明をされておるようでありまして、この再開の根拠を伺いたしたのであります。

○政府委員(金光克己君) カネミ株式会社につきましては、五月三十一日に営業を許可いたしましたわけでございます。したがって、五月三十一日で再開をいたしましたこととなります。この営業の許可につきましては、北九州市長が許可したわけでございますが、これにつきましては、厚生省といたしまして、その許可については、現在までの措置につきましては了承しているわけでございます。したがって、この営業許可に至るまでの経過におきましては、北九州市におきましても、また福岡県におきましても、十分安全性を検討いたしましたので、その結果によりまして許可したと、かような経過でございます。

○小野明君 安全性を検討されたということではあります。この再開の問題については、十二月十七日に環境衛生局長からこのような答弁があつておるのであります。製品の検査結果が出ずに再開させることはないという、「この検査の結果が出ませんと、実際の汚染経過というものが全貌がはっきりしないわけでございますので、云々、こういう御答弁があつております。これについて、大臣もそれと同様の趣旨の発言をなさつておるのであります。ところが現在では実際の汚染経過というものがまだはっきりしておらぬ、このよう

に私は見ております。九大におけるこの汚染経過に対する結論というものはいまだどのようになつておるのか、これとの関連をひとつ説明をいただきたいと思つて。

○政府委員(金光克己君) このカネミ倉庫の油の製造過程におきまして、塩化ジフェニールで汚染されたという事実、調査の結果はつきりしておるわけでございます。それで最終工程の脱臭タンクの六号管のステンレスのパイプにピンホールができて、それから漏れたものであろうといふ公算が非常に大きいということがいままでの調査の結果それが出ておるわけでございます。それで、この結果は相当前に出ておるわけでございますが、その後の経過におきましても、別な原因といたしまして、汚染経過というものが特別考えられないといふような状態でございます。したがって、決定的なことにつきましてはなお結論を得ていないといふ見方もあろうかと思つて、現在までの経過におきまして相当期間たつたわけでございますが、やはり六号管のピンホールから漏れたものと考えられるのが最も妥当ではないかといふような考えでございます。この問題につきましては、別途警察当局におかれましても調査が行なわれておるわけでございますが、そういうような状態でございますが、一応現在までの結果におきまして、そういう六号管というもののステンレスパイプから漏れたと考えるを得ないであらうといふこと、もう一つはカネミ倉庫におきまして、いろいろと施設の改善をいたしまして、安全性というものを十分に考慮した措置を講じたといふことの上から許可された、こういうことでございます。

○小野明君 実際の汚染経過というものはつきりしておるような、おらぬような御答弁なんです。九大油症班としては、六号管のパイプからカネミが漏れたんだ、こういう結論をすでに得られておるんですか、それは仮説ではないんですか。

○政府委員(金光克己君) 仮説というわけではございませんで、いままでの最も考えられる汚染経

路としたしましては、六号管のステンレスパイプのピンホールから漏れたと考えておられるわけでございますが、穴があいておったということは事実でございます。そういうことで、これ以外にはいまのところ考え得る経路というものはないわけでございます。そういう意味で、このピンホールから漏れた公算が大きい、こういう判断をいたしておられるわけでございます。

○小野明君 どうもおかしいと思えますが、九大の油症班は少なくともやはり科学的な結論を得た上で発表されると思うんですが、局長は、どうも独断を下されておるのではないですか。もうすでに九大油症班のこの検証は終わったという事実を私は知らないわけですか。九大油症班は、これについてはもう科学的な検証は終わったと、こういう発表をいつされたか、再度お尋ねいたします。

○政府委員(金光克己君) 九大の油症研究班におきまして、九大といいますが、現地における油症研究班におきましてこの疫学調査はやつておられるわけでございますが、これはかつて、かつてといいますが、この委員会におきましても御報告いたしましたように、六号管からのピンホールを発見して、それから漏れた公算が大きいと考えると言つて以来、その後におきまして、特別に現地の調査班におきまして公式発表はないのでございます。ないのでございますが、現在までその後のいろいろの調査もいたしておられるわけでございますが、その結果におきましては、特別な汚染経路というものは発見されていないということで、やはりこのピンホールから汚染されたという公算が大きいであろうという考え方はより強まってきておるといふ、その見解の上に立っておられるわけでございます。

○小野明君 公式発表がないと、こう言われるのですが、公式発表がない以上は、この実際の汚染経路というものは明確でない、こういうのが常識ではないでしょうか、大臣に私はお尋ねをいたしたいのです。その際に、大臣はこういう新聞発表

表をなさっておられるのです。というのは、この汚染経路の問題を含めまして、疫学調査すべての調査が終わらなければカネミに営業を再開を許すことではないと、このようにおっしゃっておられるわけですか。そうしますと、大臣は、この五月三十一日の段階ですべての調査結果が判明をしたと、このようにお考えですか、いかがですか。

○国務大臣(斎藤勇君) 私は、汚染経路ははっきりとかように認識をいたしておるのでございませぬ。当初発見されたピンホールは一つであつて非常に小さいもので、これではたしてそれだけの容量の塩化ジフェニールが流れ出るものかという疑点が若干あつたのでありまして、その後の調査におきまして、十分流れ出るだけの穴があいておつたということが実証されたということでございます。警察のほうにおいてもそれを確認をいたしておられます。それ以外に汚染経路はないというように私は聞いておるのでございます。

○小野明君 大臣、いま私が申し上げましたように、九大の油症班がこれに当たつておられるのですけれども、まだ、局長が言われるように、九大のこの汚染経路というのに対しての公式の発表というものがありません。科学的にはまだ立証されておらぬということになる。あるいは疫学調査についても私は九大油症班の正式の発表は聞いておりませぬ。そういったと、その辺の結論がはいまのままに営業再開を許すというのには、やはりこれは時期尚早といふか、企業再開を急ぐのあまり結論を無理に引き出していった、こういうしりをする免れぬのではないかと思つたのです。その辺を大臣はどのようにお考えなのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(斎藤勇君) 油症班がその汚染経路を公式に発表するかしらないか、事実問題といたしましては、これ以外にないということをおっしゃるなり、また警察の関係当局なり認めておられるという現実に立脚いたしました。北九州市において、再開を許可をしたいということではございませぬ。

それならいいだろう、かようにこちらでも承認をしたわけでございます。

○小野明君 その辺が大臣、私はやっぱり誤まつておるのではないかと思つたのです。

それで、次に警察にお尋ねしたいと思つたのです。現地の県警本部長も、なぜこの捜査が終了しないか、こうお尋ねしたときに、混入経路、それと分量というものが合わない、だから捜査を終了することができない、こう言われておる。これは何回目かの鑑定で九大油症班に依頼をしておるわけですね。ところが現在の段階では、警察のほうには九大の油症班から、この混入経路、汚染経路なり、量というものが報告になっておるのかどうか、これはいかがですか。

○説明員(小野島勇君) カネミ倉庫株式会社の米ぬか油による中毒事件の捜査は、工場の製造設備などの解明という点と、被害者関係の究明という点で調査をいたしておりますが、工場の製造設備などのいまの混入経路等の解明につきましては、いままでに、大体昨年の十二月二十六日に第一次鑑定をお願をして、これは九大の工学部の篠原教授に嘱託いたしました。総合的に取りまとめたいだくことになっておるわけでありまして、その後第二次、第三次と何回も鑑定をお願いしております。したがって、その鑑定結果の正式の結論はまだ私どものほうにいたっておりませぬ。近く鑑定の結果の正式の結論が私どものほうに来るものと期待いたしておりますが、そういう状況になっております。

○小野明君 いま大臣もお聞きのように、現地の油症班から鑑定の結果は捜査をしておられる警察のほうにまだ送つておられない、そういう段階で疫学調査の結果なりあるいは汚染経路というものが明瞭である、これで終了をした、このように判断をするのはやっぱり無理があるのではないかと考えられますが、いかがですか。

○政府委員(金光克己君) ただいま警察当局から

お話がありましたように、警察当局の捜査の結果がまだ公式には発表されてない……。

○小野明君 捜査の結果が発表されてない、公式には。

○政府委員(金光克己君) 捜査の結果が公式には発表されていないということで、営業許可につきましては少し無理があるのではないかと、こういう御趣旨のように聞きますが、その汚染経路という点につきましては、これは厳密に言いますとなかなかむずかしい問題でございますが、大学におきまして扱つておるいろいろの現在の調査というものを総合いたしますと、やはりピンホールから漏れたという以外の原因というものは、まずは考えられないというふうな状態でございます。そういうことでございませぬ、ほとんどこれ以外には考えられないという見解の上に立つておられるわけでございます。それと一つは、営業許可ということにつきましては、いまの段階でこれを許可することが不適当であるということとは、これは言えないと私は考へておるわけでございます。十二月二十六日に施設の改善命令を北九州市長が出したわけでございます。それ以外いろいろの運営方法等につきましても検討いたしておられるわけでございますが、三月三十一日にこの改善の方法につきましては、完了報告を出してきておられるわけでございます。そういう完了報告を出した時点では、もう再開したいという気持ちは多分にあつたわけでございますが、なお行政当局といたしましては、念を入れます、カネミ株式会社に対しては、食用油の製造の維持管理といったようなことにつきましても、安全を期する意味でいろいろと検討させまして、五月二日に油の製造の維持管理の計画書というものを提出してまいつたわけでございます。そして、その計画書によりまして、いろいろと念を入れます、十分なる安全性というものが確認されたということで再開を認め、まあかような考え方で営業許可をしたというところでございまして、相当の日数もち、

相当の検討をいたした今日におきましては、かような措置も適当ではないかと考えておるわけでございます。

○小野明君 ども、十二月十七日、あるいはこの委員会でいろいろ議論をし、あなた方が答弁をされた結果と食い違ってきておることをいとお尋ねをしておるわけなんです。どうもあまり長く営業停止をしてはいかぬという考えが先に立つて、人命の尊重と完全な原因の除去という点にウエイトが置かれていない、このようにしか考えられぬのです。

それで、この再開された製品というのはいつどこで検査をしたわけですか、だれが検査をいたしましたか。

○政府委員(金光克己君) この営業の再開に当たりましては、試験製造をいたしまして、北九州市の衛生研究所でいろいろと検査をいたしまして、その結果まあ心配はないという確認をいたしておるわけでございます。

○小野明君 この製品については、市の衛生研究所では、当初問題になった際にやれなかった、だから原の衛生研究所に送った、あるいは九大油症班で検査をした、あるいは国立の衛生試験所ですか、そこでも検査をした。そういつたたくさんの段階を経て初めてこのカネタロールというものが検出をされてまいりました。これは製品検査については厚生大臣も権限があるわけですね、十四条の一でちゃんと規定をされておる。ところが再開に当たっては、市の衛生研究所だけで検査をして、ほんとに営業許可をした。この点が第二の疑問なところなんです。その辺は局長いかがですか。

○政府委員(金光克己君) 事件が起きた当初におきましては、いろいろと汚染物質というものが何ものかというようにございまして、国立衛生試験所とかあるいは県の衛生研究所とか、大学等が協力したわけでございますが、今度営業再開にあたりましては、熱媒体は切りかえたわけでございます。問題となりますのは、やはり熱媒体が一番問題になるわけでございますが、これを

安全な毒性の少ないものに切りかえたわけでございますが、また同じようにビンホールから漏れてはいかぬというようにもございまして、そういう熱媒体を目標に検査するわけでございます。そういう意味で市の衛生研究所では十分能力があるというところで許可したわけでございます。

○小野明君 局長は、あくまでもこのビンホールという点に、ここが原因だということを踏まえながら言われておる。ところが九大の油症班においては、まだ鑑定結果を公表してないんです。だからこの製品の段階で、脱臭工程を経た製品の段階が問題なのか、あるいは原油の段階です。問題があらわれるのかということが化学的に証明されない現在だと、私は思うのです。そうした場合に製品検査、脱臭工程だけを抜いて製品検査をやる、しかも市の衛生研究所だけでやっておる。国立の衛生研究所ではやっておらぬ、あるいは九大においても、県の衛生研究所においても検査をやっておらぬ、市のものだけだ。この点はきわめて軽率のそしりを私は免れぬと思うんですが、これは局長いかがですか。

○政府委員(金光克己君) まあ市の衛生研究所におきます検査の能力というものは十分あると考えておるわけでございます。それから製品のでき上がったものにつきまして、ロットごとに自主検査もしますし、それから市の衛生研究所も検査をするというように、あわせてやることになっております。

○小野明君 市の衛生研究所が私はその能力を持たないと言っているのじゃないんです。これだけの事件ですから、すべての試験研究機関が動員をされてやってきました。ところが再開の場合にはそういうものの動員をせずに、市の研究機関だけでこれを許可しておるといふところが問題ではないか。厚生省もここに手ぬかりがあるのではないかと。十分慎重な手続を経て営業再開を許可すべきではないか、こう私は申し上げたい。

ては営業、販売停止を解除しておりますね、二月一日から、そうでしょう。そうすると、もう原油というものは二月一日から売られておる。あるいははすでにこれが問題になっておった十二月九日の段階で原油の販売停止の命令も解除されておるわけですね。そうしますと、原油というのは十二月九日からすでに売られておったのではないかと、このことを疑問に思うわけですね。この点はいかがですか。

○政府委員(金光克己君) 十二月九日の時点におきまして、今回のこの事件につきましては、塩化ジフェニールが混入したという事実は、これはもう確認したわけでございます。それで塩化ジフェニールが入ると推定されるのは、脱臭工程においてこの塩化ジフェニールを使用するわけでございます。それから、その際に入るか、あるいは特別な何かの間違ひでもとの原油のほうに故意に投入するとか、まあこれはたとえばの話でございますが、そういうことでもない限りは、まずはやはり脱臭工程以降におきまして塩化ジフェニールというものが問題になってくるわけでございます。

そういう意味におきまして、脱臭工程以前の過程におきまして原液というのにつきましては、これは心配はないと、このように考えまして、しかしながら念のために十分検査させるように指示をいたしました。原液の製造につきましては了承したというところでございまして、それで法律的に申し上げますと、やはり食品衛生法では、びん詰め、たる詰めの製造というところで営業許可ということになっております。そういうことで、法律的な手続としては、原液をつくり、売ることにつきましては、この食品衛生法でいうびん詰め、たる詰めの営業許可とは関係はないということにもなるのでございまして、しかしながら、これは事件が発生したしておるのでございまして、その原液につきましては、まずは汚染されることではないという考え方で、もう一つは、十分検査をして扱われるというところで、十二月九日に原液の製造につきましては了承したという経過でございます。

○小野明君 そうしますと、今日まで警察が独自の鑑定までやって、この検査の終了を待っております。これほど慎重にやっております。あるいは九大の油症班においても、まだ汚染経路を正式に発表していない。こういった段階で、汚染経路というものがはっきりとしない、どこで汚染されたかわからない。こういう段階においてすでに十二月九日から原油については売られておる。さらにまた、それを堂々と二月一日からこの原油を売っております。実際、カネミの営業停止というのはほとんど二十日かあるいは一カ月程度のものであって、実態は全部原油というところでもってしり抜けであった、こういうことが言えるわけですね。

○政府委員(金光克己君) これは検査をして出したおったわけでございます。

○小野明君 検査をしなくて出したらたいへんです。これだけの問題になっておる中で。だから十二月九日あるいは二月一日の段階で検査をしたのは、おそらく、今回もされておるようには、市の衛生研究所、検査所ですか、そこらで検査をして出しておられたのじゃないかと私は思うのです。実際は。だから、カネミというのは、これは今日補償の問題にいたしました。財務の状況が悪いとかいうことで、あまり応じないのですけれども、実際はそう影響を受けていない、こう見なければならぬのではないかと、この見なす。二月一日の段階で市の報告書を見ますと、その他については精製して再検査の上、業務用とするものを売ること許可した、こう書いてあるのですが、この際の検査、あるいは十二月九日の段階における検査はどこでやられたのか、あるいはこの「精製」というのはどこで精製をされたのか、それをひとつ明らかにしてもらいたい。

○政府委員(金光克己君) 検査につきましては、市の衛生研究所でございます。それから精製でございますが、精製につきましては、精製することにはいたしておりますが、現在はまだ回収をしておるといった段階でございます。

ます。

○小野明君 それは間違いでしよう。市の報告書によりますと、二月一日に、「精製して再検査のうえ業務用とするものに限り販売停止を解除した。」と、こう書いてあるから、精製というのとはどこかで精製をされておらなかならぬ。原因がはっきりせぬ中で、どこで精製をやっておったのか、それを厚生省調べてないのですか。

○政府委員(金光克己君) 二月一日の措置でございますが、これはそれまで製造日別に、各県に販売されております移動禁止をかけておりました製品につきまして、製造日別に検査をしておいたわけでございます。その結果が出ましたので措置をとったわけでございます。それは二月、三月の、汚染は二月が主体でございます。三月の初めも一部あったというようにございまして、念のため二月、三月、四月の製造にかかるといつきましては、これを廃棄処分することにしたしまして、それ以降のものにつきましては、回収の上精製をいたしまして、そうして検査をいたしました上で、これは検査の結果によつて……。

○小野明君 精製はどこでやったのかということ聞いています。

○政府委員(金光克己君) そうして精製の上でこの販売を許可をする、こういうことに二月一日にいたしたわけでございますが、現在の段階では回収をいたしただけでございまして、まだ精製という過程を踏んでいないわけでございます。

○小野明君 そうすると、命令解除だけで、実際に原油の段階も――原油の話をしていられるのですよ。これはまだこれも売られておらんわけですか。原油は、もう十二月の九日ですから、あなた、売られているのじゃないですか。

○政府委員(金光克己君) いま私が申し上げました。

た二月一日のこの措置は、これは前製品でございます。まして、カネミで製造しまして各県に販売されておりました製品についての話でございます。塩化ジフェニールで汚染されましたと考えられた二月、三月分、それに四月分は廃棄処分を命じた、そういうことでございまして、これは従来販売された製品でございます。原液につきましては、精製をいたしまして、精製といいますが、検査をいたしました。市の衛生研究所で検査の上販売を認める、こういう形になったわけでございます。

○小野明君 だから、その精製というのとは一体――実際売られているわけですか。この二月一日の精製というのはどういうことか、こう言っているのです。どこでやったか。

○政府委員(金光克己君) 精製と申し上げましたのは、すでに売られた食用油でございます。二月、三月、四月のものは廃棄させる、五月以降のものにつきましては、念のために精製をさせる、検査をさせて、その上で販売をしてもよろしい、こういう形をとったわけでありまして、これは販売された食用油でございます。原液の問題につきましては、精製という過程でなしに、これは検査をいたして完全なものは販売してもいい、こういうことにはいたしたのであります。

○委員(吉田忠三郎君) 局長、質問はね、きわめて簡潔に明快に聞いているのです。ですから君のほうも明快に答えなくちゃいかん。どこで一体精製をしたかということ聞いていますので、それだけ答えてほしいのです。こんなにやく問答みたいな答弁じゃあいかん。

○政府委員(金光克己君) 原油につきましては、精製は特別にいたしてないわけでありまして、

○小野明君 精製してないから、原油というんだけでございます。

た、その他のものについては、だから五月からずっと操業やっておったものについては、精製をして再検査の上販売をした、こういうのだから、この精製というのとはどこでやったか、こう聞いている。カネミの工場ならカネミの工場といえはいいのです。

○政府委員(金光克己君) この二月、三月、四月、五月といったこの製品は、これは昨年の製品でございます。したがって、これは精製することにはいたしてありますが、まだしていません。それで精製はそのカネミの株式会社することにしておるわけですか。

○小野明君 もう、しておるわけですか。これは市の報告書だから。

○政府委員(金光克己君) いえ、まだしてないんです、することにしております。

○小野明君 それでわかった。私は、この参議院社務委員会から現地の北九州市に質問状を出しまして、その報告書を見て尋ねておるわけですか。その二月一日のところに、二月、三月、四月中は廃棄処分にした、その他のものについては精製して再検査の上、業務用とするものに限り販売停止を解除した、ですから、五月以降のものは――昨年です、これは、精製してそして販売停止を解除したというんだから、売られておるはずなんです。だから、昨年の五月以降のものについては売られておるはずなんです。それをどこで精製をしたかといまお尋ねしたら、カネミ工場で精製をしたと、こういうふうにおっしゃったから、それで私はわかりましたと、こう申し上げたいわけですか。

大臣、これでですね、実際は、もうカネミというの、営業停止というの、短期間であつて、十二月九日からもう原油は売られておつた、二月一日から、いまま倉庫に積んでおつた製品を、二、三、四だけを除いて、あとは市の衛生研究所だけで市の検査をして売っておつた、こういうわけなんです。一方、九大の油症班については、十二月の段階においても、あるいは最近に

至っても、まだこの汚染経路というものをパイプを切つて調べておる、こういう実情にあるのです。それで、その際の私は大臣の言明といたしますか、疫学調査もすべてがはっきりした上で再開を許可するのだ、営業を許可するのだと、こう言われておるのだけれども、実際の措置はきわめてこういう危険なものになっておるのではないかと、このように私はお尋ねをしておるわけなんです。

○國務大臣(齋藤昇君) 私は、当委員会から北九州市に質問状を出して、その答えというのを見てもおられませんからわかりませんが、私はいままでは、いままそうですが、先般再開を認めるまでは精製ということはカネミ工場ではやつていなかった、やつていなかったはずと、かように私は考えています。

○小野明君 そこで、実際はもう二月一日からそういうことが動いておつたわけなんです。それらをおわけて見るときに、やっぱりこの再開の許可については、この検査機関としては、製品検査としては、市の衛生研究所だけでどんどんやつておるわけですか。これだけの事件を起こした油ですから、それは、油は、いま食品衛生法によりまして、対象になっておらぬかもしれませんが、非常に危険な私は行政措置が行なわれておると、こういうことを指摘したいわけでありまして、再度、ですからこの点については検討をいただきたい、いま私が申し上げた点について一体どうなのか。私は市からこの委員会に報告をされた事実に基づいて質問をしておるのですから、これに間違はないと思う。

次に補償の問題ですが、これは大臣に私はお尋ねをしたいと思つたのです。

森永の場合は、事件が昭和三十年の八月に起こりまして、十二月には補償の基準あたりができました。ところがこのカネミは、もう去年から、一応名目は営業停止だけで、実際は違いますけれども、七カ月前にわたつてまだ補償基準なるものもできておらぬ。ですから仲介の労をとる者がだれ

もおらぬわけなんです。森永の場合は、もちろん事件もこれよりも大きな規模でしたけれども、厚生省が音頭をとって五人委員会というものを組織をいたしました。そしてこの五人委員会に補償の問題について結論を得るために答申を求めたわけなんです。これは被害者のほうはもちろん納得をしておりますけれども、森永は全面的にこれに協力をした、あるいはこの五人委員会の費用というものについては粉乳の工業会というものが全部持った、こういう事実がある。かなり急テンポにこの補償というものが答申をされておられるんです。今回はだれも仲介の労をとっておらぬ。それは大臣が知事に言われたから、知事は、見舞い金を出したらどうかということで見舞い金程度はやらされました。しかし積極的にこの問題について仲介の労をとる者がおらぬものですから、患者の被害者の会とカネミとの間で、エキサイトしてくる、激突してくる、こういう状態が出ておる。患者としては、まだ九大は治療法を究明しておらぬわけですから、やっぱり生命の不安定であるわけです。そういう問題を含めて、前回の森永の際の厚生省の取り組みよりは非常にこのカネミの場合はおくれている。こういう例にならなくて、やはり何らかの補償が一步進むような措置というものは考えられないのかどうか、お尋ねをしたいと思ふんです。

○国務大臣(斎藤昇君) 御意見ごもつとも存じますが、先般も、私、九州に参りまして、九大の諸先生にもお目にかかっている意見も伺い、また北九州市及び福岡県の知事らにも会っているものと相談したわけでございますが、問題は、まだその病気が固定をしていないということで、聞くところによると、すでになおつた者もあるということもあって、その辺はまだ相当微妙なんです。そこで油症にかかったという患者の方々のひとつ追跡調査をやってもらいたい、そしてすでにもうなおつたという人があるのか、その後病状がどうなっているか、もちろん重い患者の方は九大の病院へ通っておられますからよくわかります

が、そうでない方も相当おられるようでありまして、そこでできるだけ可能な限りの追跡調査をやってもらいたいということ、皆さん賛成されまして、いまその追跡調査のやり方を検討し、近くやりたい、こういうような段階になっているわけでありまして、そういうようなことも踏まえまして、そして症状の固定化ということも私は補償と大きな関係を持つと、かように思いますので、それらの結果を見て適当な方法をわれわれなり、また知事なり、北九州市と相談をしまして、まいたい、私自身としては、さように考えているわけでありまして。

○小野明君 それを大臣一步進めて、治療法については九大の油症班がやっているわけですが、まだその結論は出ていない。森永の場合も、死亡者あるいは重傷、軽傷いろいろあった。それが中毒事件の発生後四カ月で、この五人委員会というものができまして、補償基準あるいは補償についての考え方、こういうものが明確に出されたわけです。それに基づいて、やはり一応のたたき台ができたものですから、それをめどにこの補償というものが進められた。これによりまして、補償というものは法律上の責任、これは刑事、民事とあります。それと習俗上の責任、それと道徳上の責任。この習俗上の責任というのは、お見舞いをする、あるいは香典を供えるとか、こういうことである。あるいは道徳上の責任というのは、遺族補償とか、こういうことになるわけですが、この三つに大体分類して考えられる。これはいろんな結論が出る前に発足をしてもよろしいのではないかと、私はこう思うわけですが、患者さんから言わせまは、治療法もわかかっておらぬ、まだ原因もわかっておらぬの、その企業の再開だけを急いでおるという行政措置をきわめて強く非難しておるのが現状なんです。これは非難をするのは当然なんですけれども、厚生省としても、さらにこの仲介といいますが、それを積極的にいまの段階で進めると、その中で法律上の責任というものはやっぱり

のように考えるわけですが、いま一步大臣の態度を進めていただいてはどうだろうか、こう思うわけです。

○国務大臣(斎藤昇君) 私はこの森永の中毒事件の内容はよく存じませんが、このたびのカネミの塩化ジフェニールによる中毒とその症状は相当違っているものじゃないかと思ふのです。したがって、その補償の内容も相当変わってくるものじゃないかと、かように思っているわけですが、いませつかくの御意見でもございまして、よく検討をいたしまして、できるだけ患者の方にも御満足のいくような方途を考えたいと思つておるわけでありまして。

○小野明君 森永の場合と今度の場合と違つておると言われますが、私は中毒の責任という点からいえば、いま環境衛生局長が言われるように、六号脱臭管からびしゃつと出たんだ、むしろ中毒の原因というものは今回のカネミの際のほうがはつきりしているわけですが、これについて前回の昭和三十年の場合は、積極的に厚生省がそういう中立の専門家の意見を、答申を求めて補償を進められた。今度の場合もたまたまして一年以上も放置されている。これはちよつとこの八百数十名の患者に対してやはり不親切ではないか、この事件に対する取り組みが熱意が足らぬのではないかと、こう言わざるを得ぬわけですが、再度私は大臣の答弁を求めたい。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいま申し上げましたように、患者の追跡調査を近く始めるそうでございますから、それと関連をいたしまして、よく考えてみたいと思ふ存じます。

○小野明君 これは十分に森永の例も大臣調べていただいで、この五人委員会の結論というのは、食品中毒事件というものを処理するに当たって、きわめて有効な事例だと思ふわけですが、ぜひこういって方向で、厚生省がその行政的責任を果たしていくという方向をとっていただきたいと思ふ存じます。最後に治療法がまだ究明されておらぬわけですが、

ね。そこで前回お尋ねをしておきましたが、この病気の究明、中毒の究明の研究費あるいは予算をどれぐらいつぎ込むという御答弁はいただいておりますが、どれだけ予算を充てるようになっておるのか、それをお尋ねしたい。科学技術庁等の分もあわせて御答弁いただきたい。

○政府委員(金光克己君) この医療研究費につきましては、とりあえずは厚生省の医療研究費、助成金の中で百五十万円支出することにいたしました。それからこれは昨年の研究費に続きまして、引き続き研究してもらおうという趣旨でございますが、なおこれでは不十分であろうということもございまして、現在科学技術庁と相談して何とか必要な研究費は確保したいということも協議を進めておる段階でございます。

○小野明君 百五十万だけきまして、大体昨年度並みには確保したい、こういう答弁であったと思ふのですが、大体どれくらい研究に金がつけられるのか、その大ワクを言ってもらいたいと思ふ。

○政府委員(金光克己君) 昨年は、治療の研究費といたしましては五百六十万円でございます。したがって、この厚生省の医療研究費からの百五十万円は厚生省自体で決定し得るものでございまして、とりあえず研究費として支出することにしたしまして、なお引き続き前年並みには確保したいということも関係方面と協議をしておるというところでございます。

○小野明君 警察庁にお尋ねしますが、この事件のめどというものは、いつごろつきまつか。それと食品衛生法違反で告発をしておるあるいは過失傷害というところで告発をしておりますが、両方に該当をするかどうか、いまの段階でそのかどうか、あるいはまだわからぬとすれば、その原因といたしまして、それについて御説明いただきたい。

○説明員(小野島福男君) 捜査をいたしましては、五月三十一日現在で捜査員延べ七千八百九十

紹介議員 岩間 正男君 須藤 五郎君
渡辺 武君 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二四八三号と同じである。

第五五三二号 昭和四十四年五月二十九日受理
医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反対等に関する請願(二通)
請願者 大阪府東大阪市北蛇草九九ノ三
藤岡ハナエ外二十名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二四八三号と同じである。

第五三六〇号 昭和四十四年五月二十六日受理
種痘後脳炎等の犠牲者に対する国の医療・損害補償に関する請願
請願者 三重県津市桜橋三ノ六九八 後藤和子外十三名

紹介議員 長谷川 仁君

この請願の趣旨は、第四〇三七号と同じである。

第五四三七号 昭和四十四年五月二十六日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(二通)
請願者 長野県飯田市立石五二八 園原千穂恵外二名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第五四六九号 昭和四十四年五月二十七日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(二通)
請願者 長野市大字若槻東条一、一一七
花園てつ外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第五四七八号 昭和四十四年五月二十八日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願
請願者 富山市清水町九丁目 朝日とし
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。
第五四三八号 昭和四十四年五月二十六日受理
失業保険法の改悪反対に関する請願(二通)
請願者 新潟市花園町一ノ二ノ二新潟県労働会議内 鈴木吉治郎外二百八十五名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第四六四二号と同じである。

第五四三九号 昭和四十四年五月二十六日受理
失業保険法の改悪反対に関する請願
請願者 新潟県直江津市港町二ノ二一ノ四
中村義幸外六百六十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四六四二号と同じである。

第五五三三号 昭和四十四年五月二十九日受理
失業保険法の改悪反対に関する請願
請願者 東京都台東区東上野四ノ一三ノ五
遠藤亥二郎外二百十名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第四六四二号と同じである。

第五四六七号 昭和四十四年五月二十七日受理
特殊法人の賃金決定に関する自主交渉権の回復等に関する請願
請願者 宮城県仙台市門前町一ノ三
伊藤昭一外七百三十六名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。

第五四六八号 昭和四十四年五月二十七日受理
特殊法人の賃金決定に関する自主交渉権の回復等に関する請願
請願者 島根県鏡川郡斐川町大字富四〇三
新田一之外六百十五名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。
第五四七六号 昭和四十四年五月二十八日受理
特殊法人の賃金決定に関する自主交渉権の回復等に関する請願
請願者 福島市入江町六ノ一九 平方久外
五百七十八名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。

第五四七七号 昭和四十四年五月二十八日受理
特殊法人の賃金決定に関する自主交渉権の回復等に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋浜町二ノ三五
渋谷精一外六百六名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。

第五五一六号 昭和四十四年五月二十九日受理
健保特例法の期限延長及び健康保険法の一部改正案反対に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区法泉町三二八
幹美代子外二百三十八名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第五五三二号 昭和四十四年五月二十九日受理
健保特例法の期限延長及び健康保険法の一部改正案反対に関する請願(三通)
請願者 兵庫県芦屋市浜芦一六六 荒西清子外二名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第五五三五号 昭和四十四年五月二十九日受理
健保特例法の期限延長及び健康保険法の一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都渋谷区本町六ノ一三ノ七

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

紹介議員 飯島邦夫外二百五十名
吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第五五一七号 昭和四十四年五月二十九日受理
医療保険制度抜本改悪反対並びに医療保障の確立に関する請願
請願者 埼玉県行田市忍七九六 金子稔外
二百六十四名

紹介議員 河田 賢治君

「医療保険制度の抜本改悪」計画が実施されると、労働者、国民は高い保険料を毎月とられた上、現金をもたなければ医者にかかれなくなり、国民の大多数はまともな医療をうけることができなくなる。また、このことによつて医療機関は大幅な患者減によつて経営破たんをきたすなど、医療、医学の荒廃をもたらすことは明らかである。

第五五一八号 昭和四十四年五月二十九日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区玉川一、六六八
田辺敏三郎外二百八十二名

紹介議員 野坂 参三君

日雇健康保険は、日雇労働者にとつてただ一つのよりどころであり、まさに命綱であるから、政府が日雇労働者の生命と健康を真に守るため、日雇健康保険改悪案をただちにとりやめ、左記事項の早急実現を図らねばならない。

一、日雇健保の廃止、改悪をやめ、国と資本家負担で制度を安定させ内容を改善すること。
二、保険料を値上げしないこと。
三、なほまで医者にかかれるようにし、本人、家族とも無料で治療ができるようにすること。

一、日雇健保の廃止、改悪をやめ、国と資本家負担で制度を安定させ内容を改善すること。

二、保険料を値上げしないこと。
三、なほまで医者にかかれるようにし、本人、家族とも無料で治療ができるようにすること。

- 四、傷病手当、出産手当の日額を引き上げ、支給期間を傷病手当は六箇月に、出産手当は産前・産後四十二日間に延長すること。
- 五、擬制適用を法律で認め、適用範囲を広げること。当面、すでに申請中のものはただちに認可し、全競労、全港灣、全山労、農村労連の労働者にも適用拡大すること。
- 六、支給要件をゆるめ、手続きを簡素化し、特別療養期間の給付制限を撤廃すること。
- 七、埋葬料、分べんに要する費用の実費を支給すること。当面、本人二万円、配偶者一万円にすること。

理由

現行日雇健康保険の内容はあまりにも劣悪であり、その給付はほかの労働者の健康保険にくらべ極端に差別され、しかもきびしい支給資格制限のため、ぼろ大な日雇労働者が日雇健保の適用すらうけられないでいる。政府はこれらのもつともかんじんな、日雇労働者の生命にかかわる問題にほうかむりをし、ただ保険料の収入増と擬制適用の打切りをねらった改悪を一方的におしつけようとしている。

第五五三〇号 昭和四十四年五月二十九日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都江東区深川門前仲町一ノ二

九 田中長三郎外二百五十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第五五三〇号 昭和四十四年五月二十九日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市北山三丁目 高橋順

子外二百五十名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

昭和四十四年六月十八日印刷

昭和四十四年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局